

## 平成31年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月6日(水)から20日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
15日	金	総務文教委員会	13時	付託事件審査
16日	土			
17日	日			
18日	月	予算特別委員会	9時	付託事件審査
19日	火	予 備 日	9時	付託事件審査
20日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成31年3月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成31年3月6日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成31年3月6日 午後1時58分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
会議録署名 議員	11	久保田 正之		12	須山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月6日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の所信表明
- 日程第4 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第8 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定

平成31年3月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

只今から、平成31年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております専決処分の報告書、鞍手町流域関連公共下水道事業古月処理分区管渠築造工事（第43工区）（第44工区）請負契約の変更と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び定期監査結果報告書をお手元に配布していますのでご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件はお手元に配布しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において11番議員 久保田正之君及び12番議員 須山由紀生君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月20日までの15日間に決定しました。次に進みます。

日程第3 町長の所信表明をお受けいたします。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成31年 第2回定例会の開会にあたり、町政の基本方針について私の所信を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本来であれば、昨年9月の町長選直後の定例会におきまして、町政運営の方針を述べさせていただくところでしたが、既に平成30年度の政策的予算も編成され、行政運営を進めていることから、今般、新たな年度を迎えるに当たり、今後の私の町政に対する基本姿勢と公約について、その所信を述べさせていただきます。

私は、先の町長選挙におきまして町民の皆様から多くの温かいご支援をいただき、今後4年間の町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

まず、私のなすべき事は、前町長の官製談合事件により失墜した町政に対する信頼を回復させることと考えております。

今回の事件が発生した背景は、公平公正な入札事務が前町長の恣意的な行為によって不正が行われたことによるものであり、今後このようなことがないよう防止策として関係例規の

見直しを行っております。

そして、私が立候補させていただく際に訴えて参りました「クリーンでしがらみのない町政」の実現を目指し、町民の皆様に対して鞍手町の未来をひらく8つの約束を上げております。まず初めに「喫緊の課題を解決する」です。

くらて病院建替えに関する基本構想の見直しです。鞍手町民だけでなく地域医療を支える中核病院として、くらて病院はこれまで大きな役割を果たしてきました。

しかし、くらて病院の各施設等の新耐震基準の不適合と経年劣化により早急な建替えが求められる中で、前町長のくらて病院への不当な介入により内科常勤医師6名が昨年3月に退職する事態となり、多くの患者の皆様には大きな不安と多大なご迷惑をおかけするとともに病院経営が急激に悪化する事態となりました。

私は建替えについては、医師確保の見直しとともに今後の収支について確認する必要がありました。それは、くらて病院が新しく建設されても経営状態が改善される見込みがなければ、その負担が将来、鞍手町民に大きくなるのしかかってくるのが想定されたからです。

町長就任直後から、くらて病院の理事長をはじめ理事の先生方、経営事務をつかさどる事務局長、そして町幹部職員らとともに何度も協議を重ねました。病院の建替えは財源確保の観点から限られた時間の中での事業であり、この機会を逃すと病院の建替えは、ほぼ不可能であることも説明を受けました。協議の結果、私の抱いていた不安については、理事長からの医師の確保の見直しや今後のくらて病院の経営方針を確認することで建替えについては、基本構想通り進めることが鞍手町や鞍手町民をはじめ、直鞍地区の地域医療を守るためには最善の方法であると決断いたしました。

このことにより、喫緊の課題の一つであるくらて病院については、基本構想通りに進めることとし、今後は設置者として完成に向けて全力で取り組む所存であります。

そしてもうひとつの課題であります役場庁舎の建設計画の見直し、総合福祉センターの閉鎖、売却についてです。

役場庁舎の建設計画については、建設候補地も含めて基本計画全体が住民の方々に十分な説明ができていないのではないかと考えておりました。

また、総合福祉センターは存続を願う住民の方が多く、住民福祉の拠点として今後も活用したいという思いから閉鎖し売却するという計画は中止し、存続することを訴えてまいりました。

そのことから、昨年12月上旬に町内3地区で現計画の住民説明会を開催し、基本計画の内容とともに、庁舎等建設に対する私の考え方をご説明させていただきましたが、現計画の生かせる部分は生かしていきながら、庁舎建設を含めさまざまな公共施設等の在り方について、町民の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

2つ目は、「公平、公正で町民に開かれた町政の推進」です。

私は、町民が主役となり町民による町民のための町政、町民が提案できる開かれた町政を行っていきたいと考えています。

それを実現するために、仮称ではありますが「みんなのまちづくり委員会」を設置し、町民の皆様とともにまちづくりをして行きたいと考えています。

また、町民の皆様が町政に参加していただくためには、もっとまちのことを知っていただくことが必要であると考えています。

町の予算がどのように配分され、どのように使われているのかをもっと分かりやすく資料を作成し、町民の皆様を知っていただきたいと考えています。

3つ目は、「教育、伝統文化、芸術を通して心豊かな暮らしの実現」です。

少子化が進み人口減少が見込まれる中で、次の鞍手町を担う子ども達に様々な分野で充実した教育環境を提供することが私達の役目だと思います。

現在、小学校6校のうち、5校は全ての学年が1クラスでの編成であります。また、児童数20名以下の学級が3分の2程度あり、2学年を一緒に指導する複式学級となっている学校もあります。

小学校の校舎は、それぞれ耐震化はされていますが老朽化が進んでいます。今後の鞍手町の将来を担う子どもが6年間を通して安全に、心豊かに過ごす教育環境としてどう整備すべきかについて町民の皆様からご意見をいただきながら適正な規模も含めた小学校の在り方について考えて行きます。

また、様々な分野でグローバル化が進む中で、外国人とコミュニケーションを図って行くには、まずは英語力が必要です。国も2020年度より小学校3年生より外国語教育が導入されますが、低学年からの英語教育に力を入れていき、国際社会に通じる人材育成を行っていきたいと考えております。

さらに、義務教育終了後も伝統文化や芸術に触れあうことのできる環境を整え、伝統文化・芸術を通して心豊かな暮らしができるような町にしていきたいと考えております。

4つ目は、「安全安心な暮らしを育むまちづくり」です。

近年の異常気象による大雨や各地で起こる地震など自然災害は、時と場所を選ばず私達の生活を脅かします。

昨年7月豪雨で改めて六田川の治水対策や西川の改修整備が急務であることが認識させられました。国及び県に更なる要望活動を行うとともに鞍手町として解決に向けた提案を行いながら安全安心なまちづくりを進めてまいります。

また、万が一の災害発生を想定した防災対策を充実させていくことも重要です。自助・共助・公助の中で公助としての行政の役割は言うまでもありませんが、まずは自らの命は自らが守り、地域住民相互の助け合いにより災害を乗り越えることが重要です。そのためには日頃から地域住民の中で自主防災組織に対する意識の醸成が必要だと考えておりますので、防災意識の高揚と住民相互で助け合うことのできる体制整備に努めて参ります。

5つ目は、「高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまち」です。

日本人の平均寿命は、男女ともに80歳を超え世界でも有数の長寿大国であります。問題は年齢における健康状態が非常に大切であります。

いくつになっても、また障がいがある方も元気で生き生きと生活できることが重要です。そのためには、日頃から楽しく安全に運動できる環境が必要だと考えています。

そのため、総合福祉センターは子育て世代から高齢者、障がい者の方達まで町内外の多くの方が利用されている福祉拠点施設ですので、今後も存続させ、医療、介護、福祉の連携を密にし、きめ細かなサービスが提供できる環境体制を作り上げていきたいと考えております。

6つ目は、「商工業の振興」です。

個性ある小規模小売店の集積化を図り、個性あふれた魅力的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進することで、その発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいと考えております。

7つ目は、「農業の振興」です。

鞍手町の農業の特産物には、米をはじめライ麦や大豆、果樹ではブドウやイチゴなどがあります。これらをさらにPRしていくとともに新たな商品の開発が不可欠だと考えております。また、観光農園や機動力を生かした軽トラックの朝市などを開催し、鞍手町の新しいイベントを企画していきたいと考えております。

8つ目は、「誇れる鞍手のまちづくり」です。

鞍手町には、長谷の木造十一面観音立像や中山不動尊などの重要文化財、あるいは古月横穴史跡や伊藤常足旧宅の貴重な文化財があります。

また、新たな観光資源として全国的にも貴重なヒメボタル生息地や旧鞍手南中学校の校舎を利用しコスプレの聖地として誕生したくらて学園など全国的にも個性的な観光資源があります。これらの貴重な資源を有効に活用し、全国に誇れる鞍手町をもっとPRしていくためには、核となる組織が必要であると考えています。

今後、町内の関係各位のご理解とご協力を得ながら、町単独に限らず近隣市町と連携を図り広域的な観光協会の設立も視野に入れながら取り組んでいきたいと考えています。

以上、私の公約となる鞍手町の未来をひらく8つの約束を縷々述べさせていただきましたが、この約束を職員と一丸となって全力で取り組んで行くことで、小さくても、心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現してまいる決意でございます。

どうか議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

○議長 田中 二三輝君

以上で町長の所信表明を終わります。

次に、日程第4 議案第3号から日程第8 議案第7号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第3号から日程第8 議案第7号までの5件につきまして、一括して提案

説明を申し上げます。

日程第4 議案第3号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、第2次の鞍手町地域福祉計画を策定するにあたり、鞍手町の附属機関として、新たに地域福祉計画策定委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第4号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則15-14の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第5号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第6号は、鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本条例は、鞍手駅関連施設の管理棟の業務うち、指定管理者に行わせることとしていた業務を改める必要が生じたことに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため、本条例において関係条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第7号は、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第4 議案第3号から日程第8 議案第7号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第9 議案第8号から日程第15 議案第14号までの7件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第9 議案第8号から日程第15 議案第14号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第8号は、平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）であります。

本補正予算は、歳出においては、昨年末に1名の依願退職の申出があったことから2款総務費において退職手当を追加しております。

また、その他補助事業の確定・実績見込みなどに伴う予算の増減等を行っております。



また、歳入においては、固定資産税等の増収が見込まれることにより1款 町税の追加を行う一方で、各補助事業の確定・実績見込みなどにより国・県支出金や町債及び財政調整基金繰入金等の補正を行っております。そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ4,059万6,000円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ81億7,156万9,000円としております。

次に、日程第10 議案第9号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)であります。

本補正予算は、繰入金、諸収入の増額に伴い県支出金などの収入の補正要因を調製したものです。

なお、これに伴う予算総額の変更はありません。

次に、日程第11 議案第10号は、平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ160万8,000円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億6,420万4,000円としております。

次に、日程第12 議案第11号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ5,112万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億6,626万4,000円としております。

次に、日程第13 議案第12号は、平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ70万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,026万4,000円としております。

次に、日程第14 議案第13号は、平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ912万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,312万3,000円としております。

次に、日程第15 議案第14号は、平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、予算第2条業務の予定量では、主要な建設改良事業で2,116万円を減額し、9,448万円を計上しております。

予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億5,859万9,000円に対し、水道事業費用3億4,678万8,000円で、差引1,181万1,000円の黒字予算を計上しております。

当年度純利益は、562万3,906円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入1,409万4,000円に対し、

資本的支出1億5,205万4,000円で、差引1億3,796万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第9 議案第8号から日程第15 議案第14号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第16 議案第15号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第15号は、平成31年度鞍手町一般会計予算であります。

はじめに、平成31年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景にふれながら施政方針を述べさせていただきます。

まず、国の予算等の状況を申し上げますと、平成31年度は3つの重点項目をもとに予算編成されております。

1つ目は、本年10月に予定される消費税の増収分を活用し、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、幼児教育の無償化をはじめ、社会保障の充実のための対策を、

2つ目は、消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するため、中小小売業等に関するポイント還元や、低所得・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券などの対策を、

3つ目は、防災や国民経済、国民生活を支える重要インフラの機能維持を図るための防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などが講じられ、国の一般会計予算総額は、101兆4,571億円、前年度に比べ3兆7,443億円、率にして3.8%の増額で今国会に提案されております。

また、平成31年度の地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額は16兆1,809億円となり平成30年度と比較し、1,724億円、率にして1.1%の増額となっております。

一方、地方税収入の増加などが見込まれることにより、赤字地方債である臨時財政対策債の発行可能額は3兆2,568億円となり、平成30年度と比較して7,297億円、率にして18.3%減額となっております。

このような状況を踏まえ、平成31年度は、私が町長に就任させていただき、初めて行う予算編成であります。依然として厳しい財政状況にある中にも、新電力の導入や電算業務のプロセスを自動化するRPAの試験導入など、将来にわたり行政経費の削減につながる取組みを実施するとともに、新生児から高齢者まで各世代にわたり社会保障の充実を図るなど、選択と集中を行いながら予算編成を行っております。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、平成31年度一般会計予算の総額は、平成30年度と比較して、歳入歳出それぞれ1億8,437万7,000円、率にして2.4%の増額となる78億3,514万4,000円としております。

平成30年度当初予算から平成31年度当初予算において、大きく減額となった予算については、役場庁舎等の建設予定地も含めて基本計画を見直すことから庁舎等建設費、私立保育所拡張事業の完了に伴う町負担金、さらに体育施設の照明機器のLED化の完了に伴う工事費などの予算が大きく減額となっております。

一方、増額となった予算は、町立保育所統合に伴う古月保育所改修に係る設計監理委託料や、くらて病院移転地の周辺道路改良のための設計委託料を計上したこと、中央公民館の外壁改修等に係る工事費を計上したことなどが増額の要因であります。

それでは、歳出側から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では、平成30年度と同様、通常予算の9,381万2,000円となっております。

次に、2款 総務費では、庁舎等建設費において、役場庁舎等の建替えに伴う関連予算を平成30年度より7,038万8,000円減額する一方で、平成30年度に引き続き公共施設等整備基金への積立金1億5,000万円を計上しております。

また、みんなのまちづくり委員会費においては、町民の皆様の意見を町の政策に反映させるための「みんなのまちづくり委員会」実施に伴う関連予算21万円を計上しております。

わかりやすい予算説明書発行費においては、町の予算の内容をイラストなどを用いて町民の皆様にわかりやすく伝えるための冊子発行関連予算180万円を計上しております。

また、財産管理費においては、本年4月から公共施設等の高圧電力の供給について、九州電力から新電力会社への切り替えを予定しており、その業務委託に係る関連予算667万1,000円を計上しております。なお、この新電力の切り替えに伴う電気料金の削減は、業務委託料の歳出を加味した上で約1,500万円の効果を見込んでおります。

危険空家対策事業費においては、危険空家の倒壊を未然に防ぐため、空家解体のための補助金制度を創設し250万円を計上しております。

さらに、電算の基幹システム管理費においては、電算業務のRPAの試験導入に要する関連予算を計上しております。

その他、選挙費においては、本年4月に行われます県知事・県議会議員選挙及び町議会議員選挙や7月の参議院議員通常選挙の関連予算1,854万6,000円を計上しております。

これらの要因により2款 総務費全体では、平成30年度と比較して1,893万9,000円増額となる11億7,887万4,000円を計上しております。

次に、3款 民生費では、社会福祉総務費において、本年度、社会福祉協議会職員の退職者があることから、退職手当等の人件費が影響し、社会福祉協議会費では759万8,000円の増額となっております。

また、本年10月の消費税率引上げに伴う対応として、プレミアム付商品券事業費の関連予算3,251万8,000円を計上しております。

公立保育所大規模改修事業費においては、町立保育所統合に伴う古月保育所の改修に係る設計監理委託料1,400万円を計上しております。なお、統合に伴い保育所送迎バスの運行を予定しております。

介護予防事業費においては、介護予防の普及啓発を促進するため、介護予防事業ポイント制度を開始し、ポイント交付金132万円を計上しております。

また、総合福祉センター旧福祉棟横のゲートボール場を改修しグラウンドゴルフ場を整備するための工事費230万円を計上しております。

さらに、子ども医療対策費においては、平成28年10月から中学3年生までを助成対象とし、医療費6,604万8,000円を計上しております。

これらの要因により3款 民生費全体では、平成30年度と比較して2,379万2,000円増額となる27億8,449万7,000円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、新生児聴覚検査支援事業費において、新生児期に聴覚に障がいを持つ子どもを早期に発見し、適切な療育につなげるため、新生児聴覚検査費助成金54万円を計上しております。

また、法定予防接種費においては、風しんの追加的対策として、平成33年度までの3年間、抗体保有率が低いとされる昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を新たに定期接種の対象とするための関連予算を計上しております。

任意予防接種費においては、児童福祉施設等の職員を対象とした麻しん予防接種及び妊娠希望者等を対象とした風しん予防接種の関連予算269万6,000円を計上しております。

さらに、衛生センター管理費において経年劣化に伴う衛生センターの修繕料などで867万円を増額しています。

一方、くらすて病院への運営費負担金で平成25年度債の償還の終了などに伴い1,842万円減額となっております。

これらの要因により4款 衛生費全体では、平成30年度と比較して449万2,000円増額となる8億3,228万6,000円を計上しております。

次に、5款 労働費については、平成29年度から計上しております若年者専修学校貸付費121万1,000円を計上し、平成30年度と同額としております。

次に、6款 農林水産業費では、用排水路整備事業費において、老朽化しております古門唐戸水門の改修工事費等に1,490万円を計上しております。

また、水田農業担い手機械導入支援事業費の補助事業において2,611万9,000円を増額する一方、活力ある高収益型園芸産地育成事業費の補助事業においては、3,011万9,000円の減額となっております。

これらの要因により6款 農林水産業費全体では、平成30年度と比較して440万円減額となる1億9,196万1,000円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工振興総務費において、平成30年度は、地域振興券発行の関連予算を当初予算に計上していましたが、平成31年度は県の補助金が確定していないため、当初予算への計上を見送ったことなどにより830万9,000円の減額となっております。なお、平成31年度の地域振興券の関連予算については、補正予算にて対応したいと考えております。

これらの要因により、7款 商工費全体では、平成30年度と比較して1,307万6,000円減額となる3,087万6,000円を計上しております。

次に、8款 土木費では、橋梁維持費において、くぬぎ崎橋及び第四藺牟田橋の補修工事費等に伴い2,368万円の増額をしております。

また、道路新設改良費においては、くらて病院移転地の周辺道路改良に伴い設計測量委託料2,000万円を計上しております。

住宅管理費においては、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助するための補助金32万7,000円を計上しております。

さらに、六田川治水対策事業費においては、準用河川六田川の治水対策のため、設計測量委託料250万円を計上しております。

これらの要因により、8款 土木費全体では、平成30年度と比較して4,578万4,000円増額となる6億5,986万2,000円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において、直方鞍手広域消防事務組合への負担金は、平成30年度では救助工作車の更新に伴い増額となっておりますが、平成31年度は、3,007万4,000円減額となっております。

一方、非常備消防費においては、緊急防災・減災事業債の発行可能な期限である平成32年度末が迫っていることから、防災行政用無線屋外局11基分の新設工事費5,335万円を計上しております。

これらの要因により、9款 消防費全体では、平成30年度と比較して821万8,000円の増額となる3億3,805万9,000円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校管理費において、小学校6校のコンピューター機器等の更新等に伴い1,202万円増額しております。

また、公民館大規模改修事業費においては、中央公民館の外壁補修、屋上防水、空調整備及び照明のLED化に伴う工事費を2億436万2,000円計上しております。

これらの要因により、10款 教育費全体では、平成30年度と比較して1億1,412万8,000円の増額となる7億6,634万8,000円を計上しております。

次に、12款 公債費では、平成10年度の一般単独事業債等の償還が終了したことなどから、公債費全体では、平成30年度と比較して1,029万3,000円の減額となる9億4,635万7,000円を計上しております。

以上が、平成31年度の一般会計歳出予算の概要であります。

一方、これに対する歳入につきましては、国が示す平成31年度地方財政計画や財政見通

しに基づき積算を行っておりますが、依然として地方財政は厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成になっております。

また平成31年度においては、車体課税の見直しに伴い、消費税率が引き上げられる10月1日にあわせて、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が創設されます。

このことにより、本町の歳入予算の款の区分が21款から22款に変更になります。具体的には、9款に環境性能割交付金を新たに追加し、前年度の地方特例交付金以降の款の番号を1号ずつ繰り下げます。なお、平成32年度の歳入予算の款の区分は、8款自動車取得税交付金を廃止するため、環境性能割交付金以降が順次1号ずつ繰り上がることになり、款の区分は21款までに戻ります。

それでは、歳入の主な款ごとに説明いたします。

自主財源の主なものである1款 町税は、町税全般において予定徴収率を上げたことや、固定資産税の現年課税分で償却資産に係る税収を3,224万2,000円増額と見込み、1款 町税全体では、5,283万7,000円増額となる18億5,596万6,000円を計上しております。

次に、13款 分担金及び負担金では、平成31年10月からの実施が予定されております幼児教育の無償化に伴い、3歳児から5歳児までの保育所の利用料が無償化されることなどにより3,053万2,000円減額となる8,097万3,000円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、平成30年度のふるさと納税寄附金の決算見込みと異なる寄附額の増額を見込み3,000万円増額となる5,000万1,000円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである11款の地方交付税においては、普通交付税において基準財政需要額及び基準財政収入額が前年度と同水準になることが見込まれることなどにより、平成30年度と同額の23億3,000万円を計上しております。

次に、10款 地方特例交付金においては、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収を補てんする特例交付金として280万円を見込んだことや、幼児教育の無償化に係る初年度の地方負担分は、国費により全額措置されることから、子ども・子育て支援臨時交付金1,970万4,000円を見込み、2,370万4,000円増額の3,330万4,000円を計上しております。

次に、22款 町債においては、臨時財政対策債は、平成30年度と比較して2,100万円減額となる2億1,300万円とする一方で、平成31年度事業として中央公民館の外壁補修工事等による公民館大規模改修事業などに伴い過疎対策事業債を7,540万円増額としたことから、町債全体では9,590万円増となる7億3,900万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源 5 億 2, 7 9 5 万 7, 0 0 0 円を、1 9 款繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第 1 6 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度一般会計予算の歳入歳出予算の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

**○議長 田中 二三輝君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 7 議案第 1 6 号から日程第 2 4 議案第 2 3 号までの 8 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第 1 7 議案第 1 6 号から日程第 2 4 議案第 2 3 号までの 8 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 7 議案第 1 6 号は、平成 3 1 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、国民健康保険事業費納付金の減少と、総務費及び保健事業費の増額に伴い、県支出金や繰入金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 1 7 億 4, 5 4 3 万 9, 0 0 0 円としております。

次に、日程第 1 8 議案第 1 7 号は、平成 3 1 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の増額と保険基盤安定繰入金の減額による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7, 3 7 9 万 6, 0 0 0 円としております。

次に、日程第 1 9 議案第 1 8 号は、平成 3 1 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 7 0 万 7 千円としております。

次に、日程第 2 0 議案第 1 9 号は、平成 3 1 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区の整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4, 0 9 0 万 4, 0 0 0 円としております。

次に、日程第 2 1 議案第 2 0 号は、平成 3 1 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 1 1 ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 3, 2 4 2 万 5, 0 0 0 円としております。

次に、日程第22 議案第21号は、平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ664万5,000円としております。

次に、日程第23 議案第22号は、平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ16億415万3,000円としております。

次に、日程第24 議案第23号は、平成31年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億6,225万4,000円に対し、水道事業費用3億5,446万9,000円で、差引778万5,000円の黒字予算を計上しております。当年度純利益は138万1,115円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入4,378万7,000円に対し、資本的支出1億2,485万1,000円で、差引8,106万4,000円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第17 議案第16号から日程第24 議案第23号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第25 議案第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第25 議案第24号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第25 議案第24号は、鞍手駅関連施設の指定管理者の指定であります。

鞍手駅関連施設のうち、駐車場の管理運営、駐輪場などの維持管理業務等については、現在、JR九州レンタカー&パーキング株式会社が指定管理者として指定を受けておりますが、その指定期間が本年3月31日をもって満了することに伴い、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年の期間、引き続き同社を当該施設の指定管理者として指定するものであります。

以上が、日程第25 議案第24号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 田中 二三輝君



本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

閉会 13時58分

平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成31年3月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成31年3月11日 午後1時00分			田中二三輝		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成31年3月11日 午後4時36分			田中二三輝		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	11	久保田 正之		12	須山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

平成31年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
4番 宇田川 亮	<p><b>1. 前町長による庁用車私的使用に対する損害賠償請求について</b></p> <p>(1) 庁用車使用に関する調査は。</p> <p>(2) 監査の考えは。</p> <p>(3) 私的使用と思われるもの全てに対して、損害賠償請求する考えは。</p>	町 長
8番 西藤 典子	<p><b>1. 避難所運営マニュアル策定の進捗状況について</b></p> <p>(1) 12月議会で今年度中に「避難所運営マニュアルを策定する」という回答を得たが、その後の進捗状況は。</p> <p><b>2. 後期高齢者医療保険料について</b></p> <p>(1) 10月に予定される後期高齢者医療保険料の「軽減特例」の廃止による負担増の内容は。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度加入前被扶養者に対する来年度の軽減措置は。</p> <p><b>3. 介護保険について</b></p> <p>(1) 介護保険の保険料及び利用料の減免（軽減）措置の可能性は。</p> <p>(2) 介護保険要介護認定者についての障害者控除対象者認定の周知策は。</p> <p><b>4. 子ども医療費無料化に対する国の対応について</b></p> <p>(1) 鞍手町が行っている小中学生までの医療費無料化（現物給付）に伴う国の補助金の減額は。</p> <p>(2) それに対する町の対応は。</p>	町 長  町 長  町 長  町 長
7番 田中 二三輝	<p><b>1. 庁舎移転計画について</b></p> <p>(1) 庁舎等建設検討委員会での答申に沿った進捗状況は。</p> <p>(2) 先に行われた住民説明会で、自ら民意を聞くとの発言があったが、今後、実施予定であればその方法は。</p> <p>(3) 昨年の9月議会で庁舎等建設費が追加補正されているが、現在の予算執行状況は。</p>	町 長
1番 野口 美恵子	<p><b>1. 児童虐待について</b></p> <p>(1) 地域の人たちがおかしいと感じたとき、直ちに通報や連絡ができる仕組み作りができていないか。</p> <p>(2) 児童相談所、警察、教育委員会などの連携プレーがきちんとなされているか。</p> <p><b>2. 地方自治法に基づく審議会について</b></p> <p>(1) 審議会等への女性登用率40%の目標に対して実際は23.8%であるが、目標達成に向けてどんな取り組み、努力をしているか。</p>	町 長  町 長

<p>9番 鯉坂 省治</p>	<p><b>1. 防犯対策事業について</b></p> <p>(1) 現在、各区の防犯灯は合計何灯あるのか。</p> <p>(2) 現在、各区保有の従来型防犯灯から LED 防犯灯への交換率と数は。</p> <p>(3) 従来型防犯灯から LED 防犯灯への取替、新設補修費等補助金があるが、今後、LED 防犯灯から LED 防犯灯の器具取替補修費の補助金の考えは。</p> <p>(4) 今後、通学路以外の危険町道の防犯灯増設の考えは。</p>	<p>町 長</p>
<p>5番 竹内 利一</p>	<p><b>1. 2040年問題について</b></p> <p>(1) 鞍手町としてどのような取り組みを考えているのか。</p> <p>(2) 10年後、20年後の鞍手町をどう描いているのか。</p> <p><b>2. 庁舎建設について</b></p> <p>(1) 最上位計画の「第5次鞍手町総合計画」基本構想に描いているコンパクトなまちづくりについて。</p> <p>(2) 30年度補正予算の庁舎等建設費の中で、小牧墓所を移転するための補償費約5,600万円、工事費約4,000万円（うち3,000万円は岡崎町長になって補正）を計上している。庁舎を建設しないなら庁舎等建設費ではないが</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の予定地で建設すべきでは。</li> <li>・今まで全員協議会等で説明してきたのは何だったのか。</li> <li>・議会軽視では。</li> <li>・行政の継続性についてどう考えているのか。</li> </ul> <p><b>3. 庁舎建設と「まちづくり委員会」について</b></p> <p>(1) 庁舎等建設候補地は「まちづくり委員会」で検討すると発言されている。今、議会で提案されている31年度当初予算に「まちづくり委員会」の予算が計上されているが、本当にこの委員会で候補地を検討するのか。現在、「鞍手町庁舎等建設検討委員会」が設置されている。候補地はこの委員会で検討すべきでは。</p> <p>(2) 「まちづくり委員会」とはどのような組織なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の人数、会議の手法、権限、設置時期は。</li> <li>・まちづくり委員会は附属機関という位置づけにしないのか。</li> <li>・他の附属機関との整合性は（報酬等）。</li> <li>・「まちづくり委員会」に職員を出席させるのか。</li> <li>・町長は「町民の皆さんから幅広く意見要望等を聴取し」と言っているが、庁舎等建設計画策定時に1,000人の町民アンケート（回答403人）やパブリックコメントを実施した。この403人と「まちづくり委員会」の声の重みをどう考えているのか。</li> </ul> <p><b>4. 小学校の統廃合について</b></p> <p>(1) 12月議会での質問の中で公共施設の床面積について質問したが、町長はその際「約5万㎡が小学校の床面積になっています。公共施設の床面積は減らすべきと考えています。ですから、まずはこの小学校の床面積を減らすことが鞍手町の公共施設の床面積を大きく減らすことに繋がります。そういった意味で私は小学校の統合は必要だろうと考えています。」と発言されたが、教育長はこの発言をどのように思われたか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教育長</p>

平成31年3月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして、前町長による庁用車の私的使用に対する損害賠償請求について質問いたします。

昨年7月9日、臨時議会におきまして私が出しました庁用車の使用に関する調査を行い、町長としての説明責任を果たさせるためにも、特別委員会を設置すべきという動議に対し、賛成多数で地方自治法第100条に基づく「庁用車の使用に関する調査特別委員会」が設置されました。しかしながら、前町長は、同日官製談合防止法違反などで逮捕されました。その後、事件の捜査が進み裁判が行われ、検察側より懲役4年の求刑がなされ、今月の28日に判決が下るようになっています。

この特別委員会では、「町長としての説明責任を果たさせる」としていましたが、前町長の逮捕により実現できていません。

私の昨年6月議会での一般質問において、「全て町長としての職務であり、私的使用はしていない」と答弁されています。さらに昨年3月議会においても前町長の「生活拠点は、ほとんど鞍手である」という答弁もされています。

しかしながら、平成26年度から平成29年度の運転日誌を調べると、1日に福岡市内を2往復しないと到達しない走行距離150km以上が使用日数780日の内239日もあり、行事予定にない庁用車の使用や公務での使用とは分からない日数が470日近くもあります。もっと言うなら、庁用車の使用も官製談合事件に関わっている可能性さえあります。

岡崎町長は、所信表明でも「前町長の官製談合事件により失墜した町政に対する信頼を回復させることである」と述べられています。まさに、就任期間の半分以上も町民を騙し続けてきた前町長に、その責任をとってもらふ必要があると思います。前町長の町政私物化の一部である庁用車使用に関する調査を町として行っているのかお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前町長による庁用車の私的使用問題については、議員当時、地方自治法第100条による特別委員会設置に私も賛同し実態を明らかにすべきだと思いましたが、町長になった今でもその思いに変わりはありません。

当事者である前町長が裁判中ではありますが、まずは庁舎内で調査委員会を早急に立ち上げ、調査できる範囲内で調査をして行きたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今から立ち上げるということですね。それは早急にすべきだと考えますのでぜひともよろしくをお願いします。

次に、前町長は、監査に聞いて正すべきところは正すというふうに言っていました。町として監査の意見を聞いたのかお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

監査の方には、まだお尋ねはしておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議会として、運転日誌に基づいて資料を提出しました。その中に行事予定の入っていないものがあると。それは執行部では分かる範囲でそれを入れ込んで監査に渡すということだったと思いますが、それは行っているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

秘書の方と整理している町長の行事予定と運行日誌の突き合わせは終わっております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

監査の方は、それを受け取ってまだ話をしているとか、調査されているとかという話も全く聞いていないのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まだ監査の方とは話しておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

監査で調査になれば、なかなかグレーゾーンというのは監査請求がしにくい部分はあるとは思いますが。だけど、前町長の言ったことは監査の意見を聞いて正すべきところは正すというようなことでしたけれども、これまでの4回の逮捕、それからいろいろな議会での、まずあり得ない答弁を繰り返してこられて、前町長の就任期間の半分以上も町民を騙し続けて来た、そういった町政運営、それから逮捕からすれば、庁用車の使用については、なかなか普通通りに考えれば、前東京都知事がそういった問題もありました。ですが、なかなか完全に私的使用だと分かる部分でしか請求ができないというようなこともありましたから、監査の意見も聞いた上で、法的に問題がなければ町としては私的使用と思われるものだけではなくて、公務とは逆に認められないものすべてに対して損害賠償請求をするべきではないかというふうに考えています。

これ自体は、庁用車の車両維持費、人件費等全て町民の税金で賄われていることでもありますから、町民の財産を取り戻すという意味でできるだけ多くの損害賠償請求をするということをするべきだというふうに考えますが、町長の考えを答弁求めます。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私自身も議員のときからそういうふうにも実は思っておりました。損害賠償請求についての考え方では、先程も述べましたようにまずは町の調査委員会で調査をまずは行うと。そして監査請求の要求部分についても私的使用の実態をはっきりと明らかにさせた上で損害賠償請求を含めたところで、町の顧問弁護士と相談しながら対応を検討して行きたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ鋭意努力をお願いしたいというふうに思います。

通告にはありませんが、先程も言いましたが、庁用車の私的使用問題については町政の私物化の一部であります。それ以外にもいろいろあるのではないかというふうに思うのですが、その点については何か、具体的に言えとは言いませんが、そういったものは思い当たる部分はあるのかなのか教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告にもありませんでしたし、突然のご質問でもありますが、いま考えてもなかなかちよ



っと思いだるところはありません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ただ町民を騙し続けて来た前町長の町政運営からすると、いま岡崎町長が引き継いだ上でいろいろと不具合があるのだろうというふうには推察するわけですが、本当に前町長の負の遺産をぜひ解消していくためにも、これだけでなくいろいろと改善をしていただきたいというふうに思いますが、最後に答弁を求めて質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私が立候補した時点で、そういうものも想定した上で立候補しているわけですし、また町の信頼を回復したいという一念で立候補しています。

いま、宇田川議員が言われたように負の遺産ということではありますが、今後、粉骨砕身頑張らして負の遺産を振り払い、町民、また町の信頼回復に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

以上で宇田川亮君の質問を終わります。

次に、8番議員 西藤典子君の質問を許可します。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

通告に従いまして質問をいたします。

昨年12月議会での私の防災対策についての質問に対しまして、町長より今年度中に避難所運営マニュアルを策定するという回答をいただきました。その後の進捗状況はどうなっていますか、町長にお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町避難所運営マニュアル策定の進捗状況につきましては、県の指導のもと、順調に作業を進めておりますので、予定どおり今年度中には策定できるというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その中に避難所の整備として体育館へのエアコン設置は入っていますか。お尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この質問については前回もいただきましたが、体育館のエアコンということになりますと非常に費用も掛かります。今回小学校の校舎については、全ての6校にエアコンを設置するようにしております。

災害の際には、これから検討する必要はありますが、校舎の方に避難をしていただくということも考えの一つとしてはありますので、避難については今後も検討して行きたいというふうには思いますが、体育館のエアコンについてはなかなか難しい状況にあるということです。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

昨年の12月の時点のことだったのですが、国としては災害時に避難所として使用される体育館にはエアコン設置が必要であるとして7割が交付税算入される緊急防災減災事業債が活用できるという考えを当時聞きました。もしそれができるなら、確かに小中学校の教室にもエアコンの設置が実現しますが、多くの教室が2階以上にあります。

エレベータがない場合、災害時に車椅子の方や、足の不自由なお年寄りなどには2階、3階に移動するというのは非常に負担が大きすぎると思うのです。従ってそういう措置ができるならば1階にある体育館へのエアコン設置も検討の対象にさせていただけたらと要望いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員からご質問いただきまして一時検討したこともありますが、先程も言いましたように多額の費用が掛かります。町の財政状況ではなかなか難しい状況にありますので、今のところその状況にないということです。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

そういうことであれば、やはり車椅子の方とかお年寄りに対する対策もぜひ具体的にマニュアルの中に折り込んでいただきたいと思いますが。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのことについては今後検討させていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは次の質問に移ります。

社会保障のためとして消費税が導入されまして4月で30年になるのです。社会保障が良くなるかなと期待したのですが、どうもそうではない方向に進んでいるようでとても心配しております。

この間の国の予算の中に入っておりました10月に予定される後期高齢者医療保険料の軽減特例の廃止が折り込まれています。結局これは低所得の方が安心して医療が受けられるように75歳以上の後期高齢者の内、特に所得の低い方の医療保険料を最大9割軽減する特別措置であったわけですが、これを廃止するということが具体的に出て来ております。

やはりそういう低所得の方が安心して医療にかかれるための措置でございますので、そういったことが廃止されるということは非常に気になります。具体的にそれが廃止されたらどういう内容が変わるのでしょうか。今までと、これからどう変わるかお知らせいただきたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件については、保険健康課長から答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

私の方からご回答させていただきます。

後期高齢者の保険料軽減特例につきましては、国保での軽減割合が最大7割となっていることなど不公平をもたらしており見直しが求められていたところでございます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の規定による保険料均等割の軽減措置、これが7割、5割、2割軽減でございますが、この軽減の更なる上乘せとして実施してきておりました軽減特例、7割軽減が9割であるとか8.5割軽減になるものがございますが、この軽減特例につきましては、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が平成31年10月から開始されますことから、合わせてこの見直しを実施することというふうにされております。

従いまして、9割軽減の該当者は平成31年10月から本則の7割軽減となりますが、この軽減適用につきましては、年度を通して軽減割合を統一にする必要があることから、平成31年度は8割軽減となり、保険料が年額で5,608円から5,609円増えまして1万1,217円となります。

また、8.5割軽減の対象者につきましては、年金生活者支援給付金の支給対象者ではないということから、激変緩和の観点から平成31年10月から1年間に限り特例的に国庫補助分を補填するため平成31年度は8.5割軽減のままとなり、保険料は年額で8,412

円に据え置かれます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

当面はそういうふうで補填されて維持できるかと思いますが、将来的には軽減がなくなるわけですから大変な状況が生まれて来るのではないかと心配しますが、鞍手町民の何人ぐらいの方がどの程度の負担増になると見込まれていますか。お尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

まず、平成30年の後期高齢者医療本算定現在の人数でございますが、9割軽減の該当者が706人、8.5割軽減の該当者が585人でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

これまでも手厚く滞納があっても高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないようにと、いろいろと配慮していただいたということも知っておりますので、そういう対象の方々が困ることがないような手立てを町としても講じていただけたらなと思っております。

次の質問に移ります。

後期高齢者医療制度加入前非扶養者に対する軽減措置も無くなるというようなことも聞きましたが、後期高齢者医療制度加入前非扶養者とはどんな人なのかお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

後期高齢者医療制度加入前、非扶養者の方に対します軽減措置につきましては、後期高齢者医療に加入する前に、例えば子どもさんの健康保険の扶養であった方達、この方達が後期高齢者医療に移行された場合、均等割の方が平成30年度で申しますと5割軽減されまして、更に所得割も掛からないといった制度でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その人達ですが、もちろん軽減しなければいけないと、急激に負担が増えるわけですから医療に安心してかかれるためにも軽減しなければならないという理由からそういう軽減措置がとられたと思いますが、今までどういう経過で来たか、その実体を教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

これまでの非扶養者軽減措置につきましては、後期高齢者医療制度発足当時から、これが平成20年の4月から9月までの間に関しましては保険料負担が凍結されております。

平成20年の10月から平成29年3月までが均等割が9割軽減されておりました。平成28年12月19日に平成29年度予算編成にあたっての財務大臣、厚生労働大臣の合意事項によりまして、元非扶養者に対します軽減特例につきましては、段階的に本則に戻すこととされました。従いまして、平成29年度は均等割が7割軽減、平成30年度が均等割5割軽減、平成31年度以降が本則に戻りまして2年間のみ均等割が5割軽減されると、しかしいずれも所得割の方は付加されないということでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

先程もちょっと言いましたが、社会保障のためとして消費税が導入されて30年、先日今後は税率を10%に引き上げることがほぼ決まりつつあって、何とかこれを食い止めたいと思っているわけですが、そのように社会保障のためとして導入された消費税を10%まで引き上げるといふのに何故こういうふうに軽減措置がどんどん切り下げられて行くのか疑問に感じます。

実体はこうなっておりますから、私達としてはできるだけ軽減措置を強化していただいて本当に困っていらっしゃる方が安心して医療にかかれるような制度にして行く努力も積み重ねつつ頑張っていきたいなと思っております。

町の方でもいろいろな企画、手立てがありましたらそういう努力をしていただきたいと思います。お願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは国の制度でもありますので、なかなか鞍手町一町で対応するという事は難しいと思います。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは次の質問に移らせていただきます。

他にもいろいろそういう制度の改悪が次々に続きそうで心配なのですが、介護保険についてお尋ねいたします。

国保税とともに高すぎるという声が多い介護保険料ですが、今もいろいろ答弁をいただきましたが、何とか軽減措置といったことができないものなのか、県内でも保険料の減免とか、利用料の軽減措置を実施している例は決して少なくはありません。

鞍手町独自の措置を設けるお考えはございませんか。お尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、福祉人権課長より答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

介護保険料の減免につきましてお答えをさせていただきます。

鞍手町は福岡県の介護保険の広域連合に所属しておりますので、その中での答弁をさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、福岡県介護保険広域連合介護保険条例の規定により災害等の減免を受けることができます。例えば、主として生計を維持する者が震災、風水害などの災害により住宅家財などの財産について著しい損害を与えたこと、また死亡、長期入院により収入が著しく減少したこと等により介護保険料の減免を受けることができます。

また、介護保険料の軽減につきましては、消費税により低所得者の第1号、保険料の軽減強化を行う仕組みが実施されております。

次に、利用料の軽減措置につきましては、介護保険利用者負担額減額免除取扱規定により居宅介護サービス費等の額や、居宅支援サービス等の額は特例として、主として生計を維持する者が災害などに遭われた場合利用料の減免を受けることができます。

いずれも個別ケースとなりますので、電話や窓口等でご相談いただければご説明をさせていただきます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

困った方が少しでも安心できるような措置をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

そのような中で、何とか現行の制度の中で経費の負担を軽減してもらいたいと、そういう方向が負担軽減を願うところでございますが、介護保険の介護認定1以上の方で住民税や所得税の課税がなされている場合、障がい者控除対象者認定書の交付を受けますと障がい者手

帳がなくても確定申告で障がい者控除を受けることができますが、鞍手町の実情はどうなっているでしょうかお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君  
この件につきましても福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君  
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君  
平成29年度で申しますと、介護保険の30年3月末の認定者数は1,145名おられます。その中で要支援の1と2の人が約380名ほどおられますので、それ以外の方が対象となります。この障がい者控除対象者認定書の交付をされた方につきましては27名でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君  
西藤典子君。

○8番 西藤 典子君  
去年もこのことについて窓口にお尋ねしに行きました。このことについては徹底を図るために広報に2月に必ず確定申告に間に合うように掲載しておりますということで、実際今年も載っております。

ただこれが、こういういろいろな事情のある方は、なかなかこういうことに目を通す余裕がない方もいらっしゃるのではないかと思うわけです。去年の場合も同じ27名で、今回も27名で変わっておりません。

もしかしたらご存じなくて控除を受けていない方があるかも知れません。ですから、周知策といいますか、この広報に載っているだけでなく更に徹底するというか周知していくための何か手段、方法はございませんでしょうかお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君  
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君  
更なる住民周知策をとということのお尋ねだと考えております。  
65歳になられた時には、新たに介護保険証を役場で毎月月末あたりに交付しております。その際に障がい者控除対象者の認定のことについての周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君  
西藤典子君。

○8番 西藤 典子君  
より具体的な例としましては、確定申告の時期に、係の方がいろいろ計算等をして下さい

ますが、もし対象になると気づかれた時に一声声をかけていただだけでも大分違うのではないかと思います。大変でございましょうが、そういう手立ても講じていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

このことについては税務の方で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは次の質問に移らせていただきます。

子ども医療費無料化に対する国の対応についてでございますが、鞍手町では平成28年10月から中学3年生までの医療費の無料化が実施されております。鞍手町の子ども達は幸せかなと評価しています。

ところが、国からはそれに対してペナルティーといいますか、補助金の減額がなされているということでございますが、国はどのような理由から無料化の実施に対して補助金の削減というようなことをするのでしょう。お尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課長より答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

国は、市町村が実施しております福祉医療制度に伴います現物給付により自己負担が軽減されるため医療機関の受診者が増加し、国保の給付費が増加しているというふうに考えております。そのため、国は増加した波及医療費に対しましては自治体が負担するものとして補助金の減額を行っております。

但し、今年度からは未就学児に掛かります波及医療費に対しての補助金減額は廃止されましたが、小学生以上に掛かる波及医療費に対しての補助金減額は継続をされています。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

減額の額は具体的にはどのくらいの額になっていきますか。お尋ねいたします。



○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

まず、国が波及増として増えた医療費の金額でございます。これが平成30年度、まだ未確定ではございますが96万9,591円でございます。

国からの補助金につきましては、これの2分の1でございますので48万4,795円。これがカットされた金額でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

過去にはもっと高額のカットがなされていたようですが、28年度、29年度分についてはどうなっているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

平成28年度の調整減額、いわゆる波及増と見なされた給付費に関しましては359万2,854円、この2分の1カットでございますので179万6,427円がカットされています。

平成29年度につきましては、波及増の医療給付費が425万2,283円、これの2分の1で212万6,141円がカットされています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

子どもを大切にと言いながらこういうことが行われていることに非常に腹立たしい思いがいたします。

先程、30年度見込みでは未就学児の分がカットにならなくなったということでございますが、この額は今後どう変わっていくと予想されておりますか。

28年度、29年度はかなりの量がカットされていたのに、30年度の見込みとしては、未就学児の分が0になっています。今後カットがなくなる方向に進むと予測されますか、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

先程からお話しをさせていただいております未就学児に対する補助金の方は、減額が30年度からされなくなったわけですが、ここは未就学児というのはやはり全国の市町村、ほと

んどで未就学の方に対する医療費の補助を行っているということで国の方は平成30年度から未就学児のカットというのは取りやめたと認識しております。

今後につきましては、全国の自治体がどのようなやり方で行っているかというところも関係してきますので、一概にこれからどうなるということは申し上げにくいのですが、当面未就学児分のカットはなくなっているということは言えるかと思えます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

私は全国でそういうことが行われるようになれば、国も譲歩せざるを得ないという状況かなと思います。今後もやはり子ども医療費の無料化の運動を進めていって、国にカットをさせないような状況に進めていきたいなと思っております。

カットについては、町はどのような対応をされているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この増加した医療費の波及分は、一般会計が実施している福祉医療制度が原因で国保の医療費が増加したものであり、増加した医療費は国保会計が負担するものではないと考えております。従いまして、減額されは補助金ではなく、減額調整された、いわゆる増加した波及医療費の全額を2年後に一般会計から国保会計へ繰入れを行っております。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

そういうことが行われて、本当に町として町民のことを考えて努力されているのはありがたいと思います。もし全国に無料化の動きが進み国のカットがなくなったことを仮定しました時に、国民健康保険に加入者している子ども達の均等割、1人あたり2万8,600円という、本当は子どもが多くなるということは有り難い、大事にすべきなのに、子どもの数が多くなるとたくさん国保税を取られて納めるのが大変とか、滞納せざるを得ないとかという状況も生んでおります。

たがら、もしそういうことが実現してカット分を浮くと言いますか、できましたらそういう国民健康保険に加入する子ども達の均等割の軽減策といいますか、そういったことに使っただけならなという期待を持っておりますことをお伝えしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長 田中 二三輝君

以上で西藤典子君の質問を終了します。

次の質問者は私ですので、議長を久保田副議長と交代いたします。

(「副議長」に交代)

○副議長 久保田 正之君

田中議長と議長を交代いたしました。

それでは、7番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

鞍手町庁舎等建設検討委員会が平成29年5月31日に第1回が開催され、諮問事項として、

1. 庁舎等建設の候補地
2. 庁舎等建設の規模、機能
3. 1・2 これらを踏まえ作成する鞍手町庁舎等建設基本計画案の3点が諮問されました。

鞍手町庁舎等建設検討委員会はこれを受け平成29年9月25日に庁舎等建設の候補地及び規模、機能に関する中間答申をし、更に、同年12月22日に鞍手町庁舎等建設基本計画案に関する最終答申を町は受けております。議会も、鞍手町庁舎等建設検討委員会の答申の内容について町執行部から説明を受けました。

そこで、現時点の答申に沿った進捗状況についてお伺いをいたします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

最終答申であります鞍手町庁舎等建設基本計画のスケジュールでは、平成32年度末までの建替えが計画されており、平成30年1月の臨時議会、また3月定例議会で設計関係委託料を含む関連予算案が上程されましたが、前町長の恣意的な判断によって設計事業者選定方法が変更されたこと等を要因に議会で否決されました。

その後、6月議会では、設計関係予算案が上程されず、平成32年度末の移転建替えは事実上難しい状況となっております。建設地条件整備に係るものとしては、小牧墓所移転関連予算を議決していただいておりますので、平成30年度におきましては墓所移転地の造成設計及び雑木伐採工事と移転地以外の納骨堂等への改葬される墓所管理者への補償を行っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

前町長の政治姿勢を正すために議会は厳しい選択をしたことは記憶に新しいところです。それにより当初の建設計画が大幅に遅滞していることは、担当職員や庁舎の新築移転に期待している多くの職員や関係者に迷惑をかけているというふうに私は認識をしております。

しかしながら、庁舎等建設に含まれている小牧墓所移転関連予算、これの一部を執行して鞍手町庁舎等建設検討委員会の答申に沿って新庁舎の移転予定地の整備を行っているという

ふうに理解をしておきます。

次に、町長就任後に行われた住民説明会において、自ら民意を聞くというふうにおっしゃっておられたというふうに私は記憶しておりますが、この件について、そういったことを言われたかどうか、またその内容等々についてお伺いをいたします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年12月上旬に町内3地区で現基本計画の住民説明会を開催し、その中で行政主体から住民主体へのまちづくりに向け、仮称ではありますが、みんなのまちづくり委員会で住民の皆様のご意見をお聞きしたいと説明をしております。

仮称ですが、みんなのまちづくり委員会については所信表明でも述べましたが、町民が主役となり、町民による町民のための町政、町民が提言できる開かれた町政を実現して行くためのものであり、これまでの手法と異なるため違和感を覚えられる部分があるかとは思いますが、公約として挙げ、選挙によって受け入れられたと考えておりますので実施したいと考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

非常に違和感があります。はっきり言って全くイメージができません。この会の。どういったことをどのように、またどのようなメンバーで会議を進められるご予定なのか、そういったところを少し詳しく、その方法等についてご説明をいただければありがたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回の仮称ではありますが、まちづくり委員会は附属機関としての位置づけではなく、広く町民等の生の声を聞く公聴会のようなスタイルを考えております。その都度テーマを決め、町民の皆様のご意見を聞く場として考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

確か以前、メンバーは公募で求めるということも聞いたような気がするのですが、その辺はいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

公募というよりも広く町民の意見を聴取するという公聴会のようなものとして考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

公聴会のようなものと言いますと、結局は先日行った町民に対する説明会みたいなものという、そういうことなのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

同じようなものになると思います。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと参加者は自由に参加ができると。そして自由な意見を述べることができるというふうな理解でいいのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

募集かけまして、そこで申込みを受付けることにはなりません。と言いますのも、何名ぐらいの方が募集をされるか分かりませんので、会場の都合もあります。そういった広さ等の関係がありますので申込みはしたいというふうに考えています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、前回行った住民説明会に関しましては、参加につきましては、地域関係者自由にお見えいただいたというふうに理解をしておりますが、今想定している、町長が考えていらっしゃる町民から意見を聞く会というか、どういうふうな名前になるか分かりませんが、それについては一応応募形式を取る、だけどその応募された方は全員の方が参加できると、そういう認識でいいのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

おっしゃるとおりで町民の方ということ、又町民の事業所に来られている方、又は町民の学生の方、その他要項の方で定めようとは思っていますが、いま最終的な精査を行っているところです。いま議員ご指摘のような形の募集というふうになると思います。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、公聴会のような形式で行うということになりますと、当然議決とか、決議とかを取れませんよね。そこで出た意見というのはどうなるのですか。どのようにしようとお考えでしょうか。それを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町民の生の声をお聞きして今後の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると、参考程度の意見ということですね。参考意見を聞くだけ、若しくはその中で何を議題として会議を開催されるのかよく分からないのですが、そこで出た意見は取りまとめないというふうに理解していいのですか。ただ町長の参考意見、町民から聞いた意見は町長ご自身の参考意見ということの位置づけなのか、それともそれを何らかの形で今後の行政運営等に生かして行こうというふうに考えていらっしゃるのか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

将来のまちづくりに町民の意見を広く聴取するということを目的にしています。そしてそれを参考にさせていただくということです。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、仮称のみんなのまちづくり委員会という名称だったと思いますが、これは何を聞くために集めるというふうに想定されているのでしょうか。どういう意見を求めるために、それを行おうというふうに想定されているのかがあれば。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、将来のまちづくりについて町民の皆様のご意見をお聞きしたいということです。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、現在、今後の将来のまちづくりのための意見としていただくということであれば、現在進行している各事業についての意見を聞くのではなくて、町長がこれからやろうとする新たな事業についての意見を求めるというふうに理解していいのですね。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまある事業についても、事業が進行しているものについても町民の意見を今まで聞いたことがないものについては聴取しようと思っておりますし、今後のまちづくりについてもあらたなものについても聴取しようというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

今後の事業、新しく町長ご自身が発案されるなり、何らかの形で新たなものとして発足する事業に参考意見として聞くのであれば、それは理解できるのです。いま現在進んでいる事業というのは何らかの形の検討委員会等が答申をするなり、法的な根拠に則ってその事業が行われているのでしょうか。これに対してご意見を聞いた場合にそのご意見が、極端に言いますと180度違うような答えだったらどうするのですか。その辺はどう考えているのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま極端なご質問になっていますので、それもいまここでどういうふうなものかというようなお答えはなかなかしづらいということです。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

なんとなく新たな取り組みなもので、町長が知恵を絞って町民のたくさんの方々からご意見を聞こうという姿勢の元、提案しているというか、作って行こうというふうに考えていらっしゃるのだと思いますが、本当に申し訳ないのですが、すごく違和感があって全くイメージがとれないのです。出た意見をどうするのですかというところが全く、あまりにも抽象過ぎてよく分からないのですが、町長ご自身は出たご意見をただ聞くだけですか。それとも何らかに生かすわけでしょう。そうするとこの会議というのは公聴会ですからその会の意見として取りまとめとかは当然ないですよ。

いろいろな方が来られて、いろいろなご意見が出るとは思いますが、どう対処するのか、それと先程も聴きましたが、いま進行中の事業も対象にするとおっしゃるのであれば、そこの整合性、これは今出ている答えというか、いま進行しているものとの整合性が取れない答

えが出たときに町長はどうされるおつもりですか。どっちに優先順位を置くのですか。教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程から何度も申しますように、町民の皆様のご意見を広く聴取する場として考えております。そして今進行中のものにつきましても住民の皆様から、今まで過去にそういった場を設定されて、それがいま進んでいるのかどうか、このことについて検証し、今まで聴取する場がなければ改めて私は聴取したいというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

いま聴取したいというのは、おそらく町民の声を聞いて参考意見として自分の中で整理しておきたいという位置づけにしかならないのだろうと思いますが、わざわざこういった委員会を設置しなくても説明会でいいんじゃないですか。どう違うのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

説明会と言いますと、はっきりとこういうものがあるということで説明会をするわけだというふうに考えております。

説明会は説明会として先日、役場庁舎の基本計画については説明会をし、住民の意見を広く聴取もしました。そういったことも一つでもありますし、そういうこととは別に生の声を聞くと。ただただ住民の皆様がどういうふうにお考えになっているかということ制限無く聞いて行きたいというふうなこともありまして公聴会というような形で考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

私の認識が悪いのかも知れませんが、公聴会ということになれば、当然行政サイドからこういうものがあります。これについて皆さんのご意見をいただけませんかとか、これは現在こういうふうに進めようと思っております。皆さんいかがでしょうかというようなことを提案して町民から意見をもらうのでしょうか。そこは間違っていないですね。

町長のイメージしている内容と、私が言っている、イメージしている内容が違うか、違ってないのか、そこだけ教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君



そんなに大きな違いはないというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

あまりイメージができる、できないということで時間を割いて小さなことまで聞かせていただきました。当然こんなに小さなことまでは通告書にもないにもかかわらず、関連した質問等々で町長もお答えをさせていただきました。

やはりどうしても気になるのは、この公聴会のようなもので意見を聞かれて、そして今後のまちづくりに生かす、だけど今後のまちづくりというのは町長が新たに進める事業ではなくて、現在進行中の事業についても意見を伺うことがあるというふうに私は理解した。それでいいのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員がいま発言されたとおりでございます。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

仮称ですから、ここでまちづくり委員会というふうに言っているのかどうか分からないのですが、おそらく何とかに関する公聴会とかというような形に変わるのだらうと思います。

どうもしっくり来ないというのは、やはり参考意見を聞くだけなのでしょう。それが町長が自分で町民のご意見を聞いて今後の新しい方針を立てるときの参考意見を聞く、その場ですよね。

それを今まで不定期に行っていた説明会とか、そういうものと一線を引くのはどういうことですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、今までの鞍手町の手法としては、ともすれば行政主導という形で、なかなか住民の皆さんの生の声を聞く機会が少なかったというふうに思っております。そういったものを私は変えて行きたいということで、先程も言いましたように、住民主導のまちづくりを進めて行くということから、この住民の皆様生の声を広く聴取したいということから、仮称ではありますが、まちづくり委員会の予算を計上させていただいております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

このまちづくり委員会についての質問は最後にして次に進みたいとは思いますが、最終的には、まちづくり委員会でいろいろなご意見が出ると思います。まちづくり委員会といいましたが公聴会のようなもので、いろいろな意見が出るとは思います、取りまとめはどうするつもりですか。町長がただ聞くだけで終わるのですか。どういうふうにその意見を取り扱うおつもりなのか、そこをもう一度教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も繰返しになりますが、広く町民の皆様に町政に対する生のご意見を聞いて、それを参考にして行きたいというふうに思っています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

公聴会的なものとして想定されているもの、仮称みんなのまちづくり委員会といったものについては、町長の町政運営に対する参考意見を聴取する場という、ただそれだけの位置づけなんだよということですね。そういうふうに理解をしておきます。

すっきりはしませんが次に進みます。

そういう形でまちづくりについての生の意見といったものを聞かれると、そして今後に生かして行きたいということでしょう。そういうふうに理解しておきます。

最後の質問ですが、まず町長に就任されて昨年の9月議会、庁舎等建設費の小牧墓所の移転関連予算が3,000万円追加補正されて賛成議決に至っています。

その後、移転造成工事の入札が不調に終わって現在に至っています。一部納骨堂等への改葬の方に関しましては、その事業費の中から補填されているというふうに聞いておりますが、この現状を考えますと、鞍手町庁舎等建設検討委員会の答申を受け作成した鞍手町庁舎等建設基本計画に従って進行しているというふうに理解していいのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現基本計画については白紙となっているものではありません。生かせるものは生かし尊重して行きたいというふうに以前からも申ししていましたし、今も考えに変わりはありません。

現時点で、庁舎等建設候補地であることに何ら変わりはありませんので進めて行きたいというふうに思っています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、本定例会の議案の提案理由の説明、平成31年度一般会計予算の提案説明

で、庁舎等建設予定地も含めて基本計画を見直すというふうにおっしゃっていました。そのことと小牧墓所の移転工事を手掛けた、この一連の流れというのは非常に矛盾を感じるのですが、この点について説明して下さい。

○副議長 久保田 正之君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時08分

再開 14時18分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の質問に対して答弁をいたします。

小牧墓所の移転関連予算につきましては30年度の予算でありますし、先程答弁もさせていただきましたように、現基本計画については生かせるものは生かして行くということで、尊重して行きたいというふうにも考えています。そういったことから、小牧墓所の移転については今後も進めて行きたいというふうに思っております。

31年度の予算の説明であります。31年度につきましては、この財源の見通しも立ちませんし、この役場庁舎の移転についての財源の見通しもいま付いていないところでもありますし、また、スケジュールも大きく変わる事となります。そういった意味から基本計画の見直しは必要であるということから、建設地の予定地についても見直すという表現はありますが、基本計画を見直すという中からのことということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

おかしいではないですか、提案理由の説明であなたははっきり言っているのです。それが取って付けたかのように基本計画を見直すという中に含まれますと、その程度の提案理由なのですか。その程度の一般会計予算ですか。

違うでしょう。真剣に考えて31年度鞍手町はこうやって行くのだといったことで提案したのでしょう。その提案理由の説明であなたがはっきりとここに明言している。建設予定地も含めて見直す。全く建設予定地を見直したらその結論が出るまで現在の庁舎の新築移転計画、これは何を生かすのですか、生かすことは何もないですよ。小牧墓所もそもそも庁舎ができると言って皆さんにご協力をいただいたのではないですか。

担当課長に答えを求めるのはおかしいですが、いま私が言った小牧墓所の方々に対する了承を得た理由についてお答え下さい。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

この検討委員会ができた時は、私が総務課長で担当課長をしておりました。その時、小牧の公民館に行きまして小牧墓所の関連の方達に説明しましたが、その時は庁舎がそこに来るという説明で小牧墓所の関係の方々にはそういう説明をいたしました。以上です。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その後について先程ご説明しましたように、1月の臨時会、3月の定例会で基本設計についても予算が否決されたことから計画どおりに進まないという状況になりました。

そういったことで、小牧区に参りまして小牧区の墓所管理組合の方達と小牧区の方達に改めてご説明をしております。その際には、今の計画自体は尊重し進めて行きたいというふうに思っていますが、計画を見直すことになるというふうなご説明もしております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると、庁舎の建設に関してはスケジュールだけ見直すってことでしょうか。予定地を見直すとなっているから聞いているのです。予定地を見直すということは、あそこに庁舎を建てる、だから小牧墓所を利用されている方々に移転していただけませんかというふうな話の流れですね。

あそこに庁舎が建つというのが大前提ですよ。その結果として用地の整備のために小牧墓所の利用されている方々に今回移転していただくということを同意していただいているのでしょ。そのことは建設検討委員会で何度も説明をいただきました。ですから今町長が提案理由の説明の中で、建設予定地も含めて基本計画を見直すと言っている以上、この小牧墓所の移転を手掛けたこと、9月議会の段階では予算を追加した。そして10月で移転工事の入札を行ったと。そこから3月までの間に気が変わったのですか。

違うでしょう、あなたは所信表明の中で、選挙の時に公約として庁舎建設等については計画を見直す、建設予定地も含めて見直すと言っているでしょう。

9月議会で3,000万円追加したことも矛盾しますよね。この矛盾するのではないですかという質問に対する答えが出ていないというふうにしか私は思えないのですが、これはどう説明するのですか。まして提案理由ですよ。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小牧墓所の関連予算につきましては、30年度の予算で計上しております。いまは繰越明許ということになっておりますし、先程議員のご指摘にありましたように、一時はフラット

ということになりましたが、その伐採等を行いまして改めて入札をしようというふうに考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

じゃあ建設予定地なんですね。あの場所に庁舎を建てるのですね、どうなんですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのことにつきましては先程もご答弁させていただきましたように、小牧区の小牧墓所管理組合の方達と昨年ご説明させていただきました。そういったことからご理解をいただいているというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

ご説明をいたしました。ご理解をいただいていますと言うのでしたらその説明の内容、元々庁舎が建つから墓所を移転して下さいと建設検討委員会からこう説明を受けていたのですよ。あなたが今言う説明をしましたという説明はどういう説明ですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も何度も言いますように1月の臨時会、3月の議会で基本設計等の予算が否決となりました。6月には議会の上程もできない状況となったと。その後徳島町長の事件によりまして町長も捕まったということで計画が大きく変わり、スケジュール的には現基本計画が間に合わなくなったというような説明、そして財源的にも間に合わなくなったことから、財源の目処も立たなくなったというようなことも説明させていただきました。

そういったことで小牧墓所の移転については予算も計上させていただいておりますので、これは進めさせていただきますというような説明をさせていただきました。以上です。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

予算があるからそれを使えばいいというような形にしか聞こえないのですが、小牧墓所を移転する大前提はあそこに庁舎を建てることですよ。

もし小牧墓所を移転後にあそこに庁舎が建たなかったら債務不履行ですよ。そうでしょう、庁舎等建設費から出るのでしょう。事業費は小牧墓所移転費ではないですよ。庁舎等建設費の中に含まれる工事費、その中の一部が小牧墓所移転工事に伴う予算でしょう。大元は庁

舎建設じゃないですか。

庁舎の建設予定地も含めて計画を見直す、見直した結果あそこに庁舎は建てません、結論が出た時に小牧墓所を何で動かす必要があるのですか。

それだったら、あなたが言った提案理由の説明の中で、役場庁舎等の建設予定地も含めて基本計画を見直す、その結果が出るまで予算は凍結というのであったら話は理解できますよ。そうではなくて、小牧墓所の移転だけは先行させます。でも何が建つか分かりません。債務不履行になった時にどう責任をとるのですか。

この建設予定地の見直しはないのでしょうか。あるのですか。建設予定地が別の所になる可能性というがあるのか、ないのか。これは言葉の綾として提案理由の説明の中で基本計画を見直すといったところで建設予定地も含めてと言った言葉の綾でしたとあなたが謝罪するのか、それとも実際に建設予定地も含めて見直しを行って、その結果建設予定地が変わる可能性があるのか、ないのかはっきり答えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も何度も言っていますように現計画が白紙になったわけでもありません。この計画の生かせるところは生かして行きたいというふうにも考えていますし、計画自体を尊重もしております。そういった意味で30年度の予算のご承認をいただいたものについては事業は進めたいというふうに思っています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると建設予定というのは変更はないのですね。スケジュールだけを見直すということなんでしょうか。先程も言いましたが、今の計画だったら役場庁舎があそこに建つのでしょうか。あなたは計画を見直すと言っていますが建設予定地は見直すことはない、別の所に役場庁舎が建つことはない、見直すのはスケジュールだけ、ここにある建設予定地も含めてというのは言葉の綾でしたということでもいいのですか。そう理解していいのですか。

役場の建設予定地が動く可能性があるかないかだけを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

スケジュールだけでなく財源も大きく見直さないといけないことにもなっています。そういった意味から建設予定地については尊重はしております。尊重はしておりますが財源についての不確定な要素もありますので、今後はっきりとそこに庁舎を建てるというふうにはっきりとここで申し上げにくいところがあります。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると、小牧墓所の移転というのは、その計画等が見直しが終わるまであり得ないでしょう。あそこに庁舎が来ない限り小牧墓所の移動はないのですよ。

それを実行した後に、建設予定地が変わったとなるとこれは債務不履行ですよ。予算の目的外利用ですよ。こういうことになるのですよ、この矛盾点をどう説明するのですか。

○副議長 久保田 正之君

しばらく休憩します。

休憩 14時34分

再開 14時48分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の7番議員のご質問に対して答弁をいたします。

先程の質問について何度も繰返しになりますが、現時点では行かせるべき所は生かして行くということで基本計画は尊重もしております。

それで30年度の事業としての事業は進めたいというふうに考えておりますが、先程も言いましたように財源の手当の目処が付いていないところもありまして、不確定な要素も多分にあります。そういったことから提案理由の説明の中で建設地についても見直すと表現が入っております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

だから答えになっていないでしょう。

私が聞いているのは、建設地として別の所になる可能性があるのかないのか、それだけ聞いているのです。このまま現在の予定どおりあそこに建つということであればスケジュールを見直して財源の手立てができて、それから墓地の移転をすればいいでしょう。それまで予算を凍結すればいいだけでしょ。

何回も同じことを聞きたくないのもう一度聞きますが、建設予定地があそこだと、ですが財源、スケジュール、そういうものを見直す時間がある、だから計画を見直す。財源の手立てができるまで墓地の移転等を含む庁舎等建設費、これは繰越明許をやっているのですから31年度にするのでしょうか。30年度の予算でも。

近々の内にまた条件が整備されたから入札がどうのこうのとかを言っていました、そういうのを全部凍結して結果が出て動けばいいだけの話でしょう。端的答えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現時点では基本計画を進めようということで、基本計画どおりに進めたいというふうに考えております。そういったことで30年度の予算につきましては、予算通り進めていきたいというふうに考えています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

墓地の移転だけを先に急ごうと見えるのですが、庁舎の建設に関して予算の財源の手立てができるかどうか分からない、スケジュールもできるかどうか分からないとあなたはいま言いましたね。だけど墓地の移転だけは先に進める。どうして墓地だけ先に行かなければいけないのか。全ての条件が揃ってもう一度墓地の移転を手掛ければいいだけの話でしょう。見切り発車するのですか。

建設予定地が変わったら債務不履行ですよ。町民を騙したことになるのですよ。

あなたは町民からたくさんの意見を聞いて云々と言っていましたね。町民主体でと。町民無視ではないですか。全く今日の町長の答えは矛盾だらけで統一性がない。全く矛盾していますよ。町民を大事にしますと言っておきながら、なぜか知らないが墓地の移転だけを先に進んで庁舎が建つかどうか分かりません。債務不履行でしょ。約束を守らないことになるのですよ。そこに町民の主体の町政をこれから先、展開していくということになるのですか。違うでしょう。全ての条件が揃ってもう一度予算が付いて実行できることになって、ここで初めて墓地の移転をもう一度皆さんに納得していただいで進めて行けばいいだけでしょう。

何で墓地の移転だけ先に急ぐのですか。おかしいでしょう。いくら予算が付いているからといって。条件がそろそろまで全部一旦凍結しておけばいいだけの話でしょう。

町長はいつも言っていましたね、手続きやルールに従ってやると議員の時におっしゃっていたでしょう。いまやろうとしていることに少し矛盾があるのですよ。ですからその辺について、凍結するなら凍結した方がいいと思います。僕は。ですから今回墓地の移転を急ぐ理由、予算が付いているからだけではないでしょう。それをはっきり答えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

墓地の移転について急いでいるわけではありません。現計画については何度も言いますように尊重して進めたいというふうに考えておりますので、30年度の予算については何度も言いますように進めていきたいということだけです。

急いでいるわけでも何でもありません。ただ、ただ現時点では基本計画どおりに進めているということだけです。

○副議長 久保田 正之君



田中議員、ここで時間 1 分です。

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

最後に先程あったまちづくり委員会、これは現在進行中の案件についても協議を行う、意見をいただくとおっしゃっていましたが、この庁舎建設に関しての意見はいただくのですか。まずそれが1点。それからその委員会で出た意見をどういう形で取りまとめて、どう実行に移すのですか。ただ、ただ参考にするだけだったらやる必要ないでしょうが。

その辺を説明して下さい。そしてあなたの答えを聞いて私の質問を最後にいたします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まちづくり委員会のことについてのご質問ですが、庁舎等建設検討委員会に議員も委員として中に居られたというふうに思います。

1回から8回まで検討委員会はありました。その中で1回目としては、まず町長が本部長となる推進本部案ということで庁舎等建設候補地案が提示されております。

2回目につきましては、既に一次答申ということで庁舎等建設の候補地が示され、概ね妥当ということで答申が出ております。

その後、そこは野球場の中に役場とくらべて病院を隣接させて建設するということでしたが、地盤の問題等々がありまして、一次答申については再度見直すというような結果になっております。

その後、見直し案が提示されまして、見直し案の提示が29年8月31日の第4回に推進本部案として提示されております。ところが、この住民アンケートにつきましては、6月30日から7月17日ということで住民アンケートがとられておりますが、この中の質問は6問でありまして候補地等についての質問はありませんでした。

この質問の中では、年齢、どこの小学校区に住んでいるか、職業、または役場を利用した回数、複合的な施設の建設を検討しているが、重要と考える施設の内容だとか、周辺環境の重要と考える整備はどうだとか、そういったことで6問の質問があつております。

その後、中間答申として庁舎等建設の候補地及び規模、機能についての中間答申は妥当であるというような結論になっております。

最終的に12月22日に最終答申が基本計画案として妥当であるというような最終答申がでておりますが、この1回から8回までの検討委員会の中で実際に候補地について住民の意見を聞く場、先程も言いましたように説明会又は公聴会というような場は一度も設定されておられません。そういった中で候補地についての住民に対する生の声を聞くということは一度もなくここで決定されたというふうに感じております。

パブリックコメントはその中でとられておりますが、パブリックコメントの中の建設地についてのご意見は8人の方がご意見を出してございました。その8人の方のご意見は全てがこ

の基本計画にある建設地に対しては反対の立場からの意見であるというふうに私は見ております。先程も答弁しましたように、パブリックコメントについても住民のアンケートも尊重します。また検討委員会の方達の貴重なご意見についてももちろん尊重させていただきたいというふうにも考えております。

そういった中でまちづくり委員会と、これは仮称ですが、今度は生の声として住民の意見を聞きたいというふうに考えております。そしてまたその意見は私の参考とさせていただきたいということを考えております。以上です。

**○副議長 久保田 正之君**

以上、田中二三輝君の質問を終了します。

ここで田中議長と議長を交代いたします。

(「議長」に交代)

**○議長 田中 二三輝君**

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番議員 野口美恵子君の質問を許可します。

野口美恵子君。

**○1番 野口 美恵子君**

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、児童虐待について質問をいたします。

最近児童虐待のニュースが後を断ちません。

今年の1月に千葉県野田市の小四女児が亡くなったニュースが連日報道されておりましたし、昨年も東京都目黒区で5歳の女児が虐待で死亡する事件があり、1年も経っていないのにまた幼くて尊い命が亡くなりました。

その際、児童相談所の対応の遅れが指摘されておりますが、児童の命が失われてからでは遅いわけで、もっと強く踏み込むことはできなかったのかと本当に強い憤りを禁じ得ません。

地域の人達の協力も必要だとは思いますが、その場合地域の人達が何かおかしいと感じた時、直ちに通報や連絡ができる仕組みを構築しておくべきだと思います。

そこで、今現在の鞍手町の状況を町長にお伺いします。

**○議長 田中 二三輝君**

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

この件につきましては福祉人権課長に答弁をさせます。

**○議長 田中 二三輝君**

福祉人権課長。

**○福祉人権課長 石井 通稔君**

児童虐待のことについてご説明をさせていただきます。

まず仕組みづくりはということですが、児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法において児童虐待を受けたと思われる児童等を発見した者は速やかにこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定されているものでございます。

町のホームページにおいて、「児童虐待にあたる行為を掲載するとともに虐待かもと思っただら通告するのが国民の義務です」として通報先である役場福祉人権課児童人権係、宗像児童相談所や児童相談所全国共通ダイヤル、これは24時間対応となっておりますが、等の電話番号を掲載し住民周知を図っております。加えて、毎年児童虐待防止推進月間の11月に保育所、小中学校、医療機関や役場、中央公民館等の公的施設に児童相談所全国ダイヤル189への虐待通告を促すポスターの掲示や、チラシ等の配付を依頼し通報先などの周知を図っております。

来月4月におきましては虐待通告に関するチラシを作成し、小中学校等の児童の保護者へ配付するなどの方法を取り、住民周知の強化を予定しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

今の説明を受けまして現在の鞍手町の状況がよく分かりました。今後もチラシとかホームページ等で皆さんに周知していただきたいと思います。

千葉県野田市で両親から虐待を受けた小四の女兒が亡くなった事件ですが、沖縄から東京へ転居したときに児童相談所の引き継ぎが上手く行っていなくて、小学校のアンケートに女兒が父親の虐待を訴えながら市の教育委員会がそのコピーを父親本人に渡していたり、女兒を一時保護した児童相談所が父親に迫られて帰宅させ、その後も虐待のリスクを認識しながら再度の保護は見送っていたりと、小学校や行政の対応に不備の指摘や疑問の声が上がっています。教育委員会や児童相談所の対応が悪く、関わった大人達が守れたはずの1人の幼い尊い命を守れませんでした。このように事件は都会だけでなくどこで起こってもおかしくないと思われれます。

もし鞍手町でこのような事件が起こった場合、児童相談所、警察、教育委員会などの連携プレーがきちんとされているのでしょうか。お伺いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても福祉人権課長より答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

当町におきましては、児童福祉法の規定に基づき要保護児童の適切な保護、又は要支援児

童、若しくは特定妊婦への適正な支援を図るため関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者により構成されております鞍手町要保護児童対策地域協議会を設置しています。以下要対協と略してお話いたします。

要対協には、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3つの会議があります。この内実務者会議は、実際に児童の福祉に関する職務に従事する者による会議であり、ご質問にあります宗像児童相談所、直方警察署、鞍手町教育委員会のほか保育所、幼稚園、小中学校や乳児院、法務局、人権擁護員など16の機関の実務者で構成されています。

概ね2ヶ月に1回、年6回の会議を開催しており、定期的な情報交換や支援を行っているケースの総合的な課題の検討を継続的に行っています。

また、緊急を要する事案については、予め緊急時の連絡体制について関係機関に周知した上で、要対協の調整機関である福祉人権課が中心となって児童相談所や児童の所属機関を始めとする関係機関と緊密に連携し対応しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

2ヶ月に1回会議があっているということで、今後、もしそういう虐待事件がおこった場合の連携プレーについては期待したいと思います。

次に進みます。

地方自治法に基づく審議会に関する質問です。

現在、第5次鞍手町総合計画において男女共同参画の推進を事業目標とし、審議会等への女性登用率40%を目標に掲げているということですが、昨年4月1日現在で実際の女性登用率は23.8%とまだなかなか登用率が低いのが今の鞍手町の現状です。

目標達成に向けてどんな取組み、努力をしているのかお聞かせ下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

第5次鞍手町総合計画において、男女共同参画の推進を事業目標とし審議会への女性登用率を40%を目標に掲げておりますが、ご質問にありますとおり平成30年4月1日現在では23.8%と未だ登用率は低い状況でございます。

目標達成に向けての具体的な取組みといたしましては、全各区に対しまして当該目標値についての認識を確認し、新たに審議会を設置するときや、既存の審議会の委員を改選するときには可能な限り女性の登用率が上昇するような委員の選出母体等への働きかけを行ってま

います。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

これから少しでも登用率が上がるように期待したいと思います。

現在県内市町村の審議会等における女性委員の登用状況は、県内60市町村ある内の鞍手町は38番目となっておりますが、一つでも順位がうえに上がればと願っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

以上で野口美恵子君の質問を終了します。

次に、9番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

防犯対策事業についてです。

まず、平成30年11月に出しております報告書で、まち・ひと・しごと総合戦略でのLED防犯灯についてのPDCAシートを見ると、課題と解決の方策では次のように記載しています。

各行政区において地域の安全・安心の確保のために設置している防犯灯は平成29年度で約1,700基あり、その内約20%がLED防犯灯となっています。

町では各行政区の負担を軽減するため防犯灯設置補助金によるLEDの変更を行う行政区に対して補助を行っているが現状の補助金額ではLED変更促進が図れていない。行政区はLEDへの変更を行う費用の負担を軽減するとあります。

各行政区の防犯灯数は、平成29年で1,700基あります。

第1の質問として、現在各区の防犯灯は合計何灯あるのかお聞きいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長に答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成31年3月1日の時点で、町で確認しております各区が保有する防犯灯の総数は1,886灯でございます。なおこの数字はあくまでも各区からの報告によるものですので、これ以外に報告に上がっていない防犯灯も数灯はあると思われれます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

29年度よりも186基増えているようです。

平成29年度は各行政区によるLED変更数は511基と出ております。これは全体で平成28年度が626基、平成27年度が156基と記載しています。全体で1,293基とLED変更数がそうなっています。

第2に、現在各区保有の従来型防犯灯からLED防犯灯へ交換した数は何灯でしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年度に行いました各区が保有する防犯灯の調査におきまして、従来型防犯灯は全体で1,497と確認されております。この内本年3月1日までにLED化された防犯灯の数は合計で1,205灯で、率にいたしまして80.5%がLED化に交換されております。尚、本町では、平成28年度から平成30年度の3ヵ年にかけて各区が保有する従来型防犯灯のLED化を推進しておりまして、今年度がその最終年度となっております。

しかしながら、平成31年度以降も各区から申請があれば引き続き対応して行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

現在80.5%、1,205基がLEDに交換されているということです。全体的に見まして、もう少し従来型の防犯灯があるということです。

次に、移ります。

昭和通り区では5年ほど前にいち早く従来型の防犯灯からLED防犯灯に全てを交換しました。今年度も住民の要望で、暗くて危険箇所ということで2箇所防犯灯を増設いたしました。各区で少ない予算の中から区民が安心して暮らせるように努力しています。

現在町の防犯灯の補助金があるお陰で出来ていますが、昭和通り区のLED防犯灯光源寿命は4万時間タイプで、これは10年ということです。あと5年で全てのLED防犯灯が使えなくなります。現在、区の保有防犯灯は17灯ですが、世帯数の多い行政区では防犯灯も多く、大変な財政負担となっております。

従来型のように電球交換ということではなく機具自体の交換となり、従来型では1年に何灯かの電球交換となり、これにより済んでいましたが、LED防犯灯に一斉に交換したことにより大体10年で一斉に器具交換となり、これにより区の財政に大きな負担となっております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略P D C Aシートの見直しを見ると、各区に補助事業が浸透することにより既存の取換えだけではなく、新規の防犯灯設置も行われるようになって来ています。このため事業を現状のまま継続し長期的に取り組むことにより、安全・安心のまちづくりに寄与していきたいというふうに書かれています。

第3に、今後L E D防犯灯からL E D防犯灯の取換えに補助金をどのように考えているのでしょうか。町長にお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

L E D防犯灯からL E D防犯灯機具への交換も取扱う補助の対象にということでございますが、平成29年4月から要項を一部改正いたしまして、只今ご質問でありますL E D防犯灯からL E D防犯灯機具の取換えにつきましても補助対象という形で行っております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

平成29年4月からそのように長期的にL E DからL E Dに交換していただき補助金が出るということで、ありがとうございます。

現在防犯灯に交換する場合に補助金が出ています。行政区保有の防犯灯の電気料は全て区が現在負担している状態です。区の財政も、加入者が年々減り、防犯灯の電気料も負担となっています。

昭和通り区では、区加入者以外にも負担していただいておりますが、他の区では加入者だけで負担している所があると聞いております。他の自治体、福岡市などを見ても自治体の保有の防犯灯の電気料の一部を補助しています。

防犯灯補助事業として今後の検討課題ではないでしょうか。これに対して通告にはなかったのですが町長お聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在では、区の防犯灯については区で賄っていただくということになっております。通学路については町の方で予算を負担しております。

そういったことで、今の状況を言いますと、区とは言いながらも区に加入されていない方もあるということで、防犯灯の利用料についてはいろいろと各区で様々な対応をされているということもお聞きしております。

ただ、地域という考えからすれば、やはりその地域の中で防犯灯の利用料については賄っていただきたいというふう考えております。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

区は区で電気代は現在のところ町長の考えとしては賄っていただきたいということで、これから先、区の財政も大変厳しくなっております。区自体が消滅する可能性も出ております。そうした場合、やはり町の方は推進して、以後考えていただきたいと思っております。

次に移ります。

防犯灯の評価内容としては、防犯灯のLED化について各区に浸透し、前年に引き続き多くの区がLED化を実施しています。

犯罪件数についても策定時の犯罪件数、平成28年度は173件ありました。平成29年度の犯罪件数は110件と36.4%減少していることから、この取り組みが成果に寄与していることはあります。

防犯灯の役割は、

- 1、子ども達を不審者からの連れ去りなどの被害を防ぐ効果。
- 2、夜間の窃盗目的の建物に侵入を防ぐ効果。
- 3、歩行者と自転車又は、自動車との接触事故を防止する。
- 4、高齢者や女性などの夜間の健康のための散歩、ウォーキング時の転倒防止や、不審者からの犯罪被害に巻き込まれの防止。

このように、犯罪被害に遭う危険を少なくする効果があります。

防犯灯を増設するにはそれなりの費用が掛かりますが、かけた費用に対してどれくらい効果があるか、費用対効果は高くあるのではないのでしょうか。

このような役割で防犯灯は人々の安全・安心で生活でき、健康で生活するための、仕事が終わった後など、夜間や早朝に歩くことにより運動ができ、健康になり、生活習慣をも変える働きがあります。

生き生きとした生活を送り、元気で明るい鞍手町になるのではないのでしょうか。

健康のため、早朝や夜間にたくさんの方が健康維持、増進のため散歩などのウォーキングをされています。

女性の場合は、夜間は道が暗くて怖くて歩けないと数多くの町民の方から聞いております。以前に夜間にウォーキング中の方が防犯灯のない歩道で、帰宅中の中学生の自転車と危うく接触事故に遭いそうになったと聞いております。

私も、夕暮れ時に40分ほど昭和通りから役場裏、西区、北区と歩いてみました。4kmほどの道のりですが、その間に3箇所ほど防犯灯がなく暗い夜道を歩くことには危険な状態です。鞍手町全体では相当な箇所です。暗くて危険な生活道路が現在もあるのではないのでしょうか。

一例を挙げますと、西区の学童保育横から中山本町に抜ける1kmほどの広い歩道のある川沿いの町道ですが、現在食品会社工場などが4社ほどある道のりですが、同じ直線の1本道で1kmほどあります。



その内の600メートルほど防犯灯はありますが、残りの工場が切れたところから400メートル程通学路に指定されていないということで防犯灯がないところがあります。

同じ1本の道で歩道も広いので子ども達は通学路でないので通行しないで下さいと言っても、道ですから子ども達は通行します。

鞍手町の犯罪件数は、先程言いました28年度は173件から29年度の110件と減少しておりますがまだまだ多く、1年間の間に不審者情報が何件も出ております。現在鞍手町ではまだ安全・安心な状態であるとはいえません。

平成26年度、鞍手中学校開校に合わせて418基の新設、583基のLEDの防犯灯への交換、全体で1,001基の防犯灯になっています。

第4としまして、今後、通学路以外の危険町道の防犯灯増設の考えをお聞きします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

これまで行ってきました通学路への防犯灯設置や、平成30年度までの目処としております既存防犯灯のLED化などの取組みにつきましては、一定の成果が得られたものと考えております。

そこで、31年度以降は、これまで懸案事項として残っていましたが通学路以外の路線や危険箇所等への防犯灯設置の要望等についても対応できるよう、鞍手町防犯灯設置協議会の要項や設置基準の見直しなどを行い問題解消に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君  
鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

31年度以降に対応していただいて、ぜひ危険な箇所を少しでも明るくしていただきたいと思えます。PTA等から小学校の校区育成部会などを通じて毎年夏にPTAの方がわざわざ巡回して、数多くの危険箇所の報告が出ております。そういうのも町長は全て見られて、しっかり検討していただき防犯灯の増設を検討していただきたいと思えます。

今後も、中期計画として長期的に取り組むことを各区の加入者だけではなく、全ての町民に安全・安心なまちづくりに寄与していただきたいと思えます。

最後にもう一度町長をお願いします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も申しましたように、この防犯灯設置協議会の要項や設置基準の見直しを行ってということです。この設置協議会の委員さんの中には通学路というようなことが前提にありましたので、小学校、中学校のPTAの代表の方とかが入ってもらっています。ですから、今度は通学路以外の所についての危険箇所等についての防犯灯の設置ということですから、先程

も言いましたように委員の構成も見直しながら問題の解消に努めて行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

以上で鯉坂省治君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今議会と言いますか、今の議会のメンバーの方とは最後の一般質問となり、またおおとりで質問させていただくことに感謝しています。

今回は項目が多くてどこまでしゃべれるか分かりませんが、前の議員も質問されたところがありますので、どうにか全部クリアしたいと思います。

まず、2040年問題につきましてですが、私は4年前の6月議会で、議員になったときに最初に質問したのがこの質問です。

2040年問題というのは、結局2040年に福岡県の中で鞍手町が消滅都市一番になるということで、数字的なものもその時の質問でもらっているのですが、2040年に1万2000人とかになるというところで、女性がものすごく減る率が多いということで消滅都市というところになっています。

私はこのことを4年間取組んでまいりました。人口を増やすのが一番、3万人にするにはどうしたらいいかなとか、そういうことでずっと活動してまいりました。ある程度目安が付いていますので、近々でも町長にお話を聞いていただきたいなと思っております。

鞍手町としてどのような取組みを考えられているか、抽象的な答えでなく具体的に答えていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在本町においては、平成27年12月に策定した鞍手町人口ビジョンの中で、目指すべき将来の方向性を示しています。

基本姿勢として、1、自然増を実現するための対策に取り組む。

基本姿勢の2、社会増を実現するための対策に取り組むということ。

また、この基本姿勢に基づき対応策の1として、町の魅力を発信し顧客を図る。

2として、町内の婚姻率を高める。

3として、子育て環境の魅力化と若者向け住環境の整備を図る。

4として、魅力ある産業を育てる。

対応策として4項目を掲げ、平成28年1月に策定した鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略において37の具体的施策と重要業績評価仕様を掲げ実行しているところでございま

す。特に、総合戦略では、人口減少に歯止めをかけるための子育て支援、定住促進等の施策を実行しているところがございます。

平成30年11月に開催した総合戦略の会議の中でも、小さな町だからこそやれることをポイントに絞り定住促進、教育環境の整備、子育て支援等を町のシティープロモーションに位置付け、更には町を活性化させるための施策が必要であること等の助言を受けております。

そのようなことから、平成31年度に予定しております総合計画、後期計画及び第2基総合戦略の計画策定の中で人口減少という2040年問題を見据えたまちづくりの計画を策定していることとしております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

具体的にといったのですが、あまり具体的ではないような気がします、自然増、社会増、そういうものを目指される。社会増というのは企業を誘致したり、そういうことになるのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

社会増というのは転入と転出の内、転入する人と転出する人のどちらの数が多いかということで、転出する数か多ければ社会動態は減少するということです。転入する人が多ければ人口が増えるということになります。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

分かりやすくありがとうございます。

魅力ある産業を育てるといっても言われましたね。魅力ある産業を育てるということは、例えば、くらの郷にブロックチェーン、去年全国的にも有名になりました。これを育てるということを考えられている。平成27年に作られたと。その中に謳っていますね。

昨年あれだけ騒がれてくらの郷に素晴らしい企業が来たのに今はどうなっていますか。どういうふうな動きをされているかお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

昨年4月にくらでブロックチェーンビレッジの開所といいますか、オープンをやったのですが、その後前町長の事件がございましてなかなか思うように進まなかったということがあります。

現在、まだ正式には改修等を行っておりません。町長の方でくらの郷が売却、閉鎖しないと出されていますので、それに沿ってどこまで設備投資をして行くかということについては今企業の方で、後2年しかございませんのでどうするかというところは考えているというふうには聞いております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

そうですね、魅力ある産業が折角来たのにまだ動いていない。これはなぜかといったら3年契約でされると。3年後には売却しますよというところで、じゃあやろうとお金を投資しようと思って企業は来たわけですよ。でも町長は売らないと。売らないと言ったら企業はどうするかというをやめた。

このビジョンの中にもあるように、魅力ある産業を育てるというふうに謳っているのに何で売らないのですか。お聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は昨年9月の選挙公約の中で住民の方々に福祉センター、くらの郷については残して欲しいということの声がすごく大きく、また強く聞くことができました。そういった意味から現在ある総合福祉センターについては残すということで、閉鎖、売却はしないということで決めております。

そのブロックチェーンとの契約につきましては3年契約があるということで、これはこれとして当然履行していくということになります。

ただ、ブロックチェーンの方達がどのようにお考えになっているかということにつきましては詳細には聞いておりませんので、ブロックチェーンの方々があそこをどうしても売却して欲しいというようなことなのかどうか、また売却する際に当然広く応募を求めるわけですから、ブロックチェーンの方が応札に応じるか、又は応札で落札できるのか、その辺についても当然私としては現在のところ承知をしておりません。

いずれにしても今後について、総合福祉センターについては、私は公約通り売却しないと考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

2040年問題として取り上げましたけれど、企業が残りたい、買いたい、ぜひ買わせてくれと言っても私は売りませんですよ。そうしたら当然企業は逃げますね。そういうことで2040年問題がこれからやっていけるのかなと。私はつい最近鞍手北中学校、それと室木の笹川用地、提案書を課長さん達にこういう提案あるのですがと見ていただきました。

私は2040年問題を真剣に考えて企業を持って来なければと。実際に鞍手北中学校は新工業用地として使って行こうと、そういうふうに計画されておると思うのですが、そこら辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

北九食品の横の用地につきましては、あそこは準工業地域というふうな用途地域に変更しております。北中学校の用地につきましては、そういうような変更はしておりません。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

実際あそこら辺に企業を持って来るとするのが大切なこと。実際に2040年問題を乗り切るには企業とかいろいろなものを引っ張って来ないと人口増はないと思うのです。

町長はその辺どう思われていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

確かに企業を誘致するという事は非常に大切なことだと思います。また、企業を誘致するということが人口増に繋がるということも一利はあるかも知れませんが、それが人口増に全てに結び付くとは限らないというふうに考えております。

端的な例を言いますと、宮若市の場合トヨタ自動車工業のトヨタ九州があります。約8,000人から9,000人の従業員の方がいらっしゃいますが、宮若市に住んでいる方はその内の数パーセントというふうに聞いております。又、鞍手町にも工業団地がありますが、工業団地に通われている方の鞍手在住者というのもおそらく10%にはいないというふうに感じております。

そういった意味で一定の人口増に結び付く要素はあるとは思いますが、企業誘致がそのまま人口増に結び付くというのには限らないのではないかなというふうにも思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長が言われるのはそうかも知れませんね。でも実際に何で企業が来ないか、企業が来て、宮若の例を上げましたが宮若に人が住まないのか、下水道、学校とかいろいろなものが必要になって来るわけです。そういうことも鞍手町はどんどんやっけて行かないといけない、その辺はどう思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、教育環境の整備、又は定住促進、子育て支援、大きなテーマとして先程3つほど上げさせていただきました。こういったことが総合的なものとして定住促進、又は先程言いました社会動態による転入の促進に繋がるというふうに考えております。

議員が先程言いましたように、下水道の整備、これも大きな一つの社会資本整備の一つとして重要なことだというふうには考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

学校とか、いろいろなものをしていくと言われましたが、具体的に、例えばどういうことをしようと思っておりますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

例えば教育環境ということになりますと、例えば、教育施設であったり、教育内容であったり、後は通学路の関係であったり、そういった学校周辺も含めた教育環境をどう整備していくかということになるかと思えます。

3月議会の冒頭で所信表明をさせていただきました。その中で今の鞍手町、例えば小学校6校につきましては、複式学級の学校もありますし、6校の内の5校は1学年1クラスということで、その中でも3分2が20名以下の学級ということでもあります。

そういった意味からも今後地域の皆様、保護者の方達といろいろなご意見を伺いながらどういった教育環境、又は、学校の適正な配置はどういったものが適切か、特に子どもさん達に本当に通わせたい小学校をどういうふうに作るか、そういったことについても今後皆様と一緒に協議をしながら検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

学校の統廃合の話がまた出てしまいましたが、私の考えは人口が3万人になれば学校の統廃合はしなくていいのですよ。その考えでずっと私はこの4年間活動してまいりました。ですから、いろいろな事業体をこちらに呼ぶような話も実際あります。実際あって北中にも提案しました、笹川用地にも提案しました。でも動きがないので既に小竹と宮若に、ひよっとしたら来年度宮若の方にそういう企業が来るような。なぜかといったら鞍手ではちょっとすぐには動けないでしょうと。民間というのはお金を用意してすぐにでもしたいのですよ。だからすぐに動いてもらわないと民間というのは逃げてしまうのです。だから結局小竹にという話になりました。そういうふうに、スピーディーに動いて欲しいところがあります。

2040年問題の中で言っていますから、例えば北中にしても産業が来ると、雇用が生ま

れるというようなことがあって、実際にいま言われた小学校の統廃合でも、私の聞くところによりますと北中に持って来たいという話を耳にしました。町長がそういうふうな考えかと。でも統廃合をもしするにしても5年、10年掛かるのですよ。統廃合は1年や2年ではできないのですよ。その間3年、4年貸そうと思えば貸せるわけではないですか。

自分はそういうスピーディーな動きをしていただきたいと。それで企業が来て、雇用が生まれて人口が増える可能性があるではないですか。そういうふうに具体的に案をどんどんつくっていただきたいと。私が2040年問題で質問しているのは、抽象的なことを答えてもらうのではなく、町長のビジョンとしてこの10年、20年後の、もう次にいきますね。鞍手町をどういうふうに変えて行こう、やっていこうと思われ、どう描いているかをお聞かせ下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現状においては第5次総合計画及び総合戦略において人口の短期目標、中期目標、長期目標を掲げ各種施策を実施しているところで、特に子育て環境の充実、定住促進に力を入れております。結果、社会動態についても回復の兆しが見え、平成29年度は転出者を転入者が上回りプラスに転じており、緩やかではありますが人口減少に歯止めをかけられるのではないかと思います。

また、くらす学園を始めとする創業支援や生産者による商品開発やマルシェ等による新しい人の流れを作ることにおいても、町に賑わいを呼び、交流人口の拡大に繋がっております。今後はこれまでの現状と課題を更に分析した上で10年後、20年後に幸福度、満足度が高く自信と誇りが持てる町として鞍手町の未来を切り開いて行くために平成31年度に予定しております総合計画、後期計画、第2期総合戦略の計画策定の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

すごく具体的にありがとうございます。

全然見えないのですが、町長は町長になりたくてなったのでしょうか、当然この町をどうやって行こうかと、この鞍手町をどういうふうな町にして行こうかとかというビジョンが当然あったです。そのビジョンを具体的に伝えていただけませんか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

10年後、20年後の将来の鞍手町を描くビジョンということですが、鞍手町の10年後、20年後のビジョンを描くならば、まずは鞍手町の過去の歴史を振り返り、その後現在に至

るまでの歩んで来た道のりを踏まえ、鞍手町の現状を分析し、県内の動向や日本社会、また世界全体がどの方向に進もうとしているのか見極める必要があるというふうに考えています。

鞍手町は過去、農業と炭鉱で町を支えて来た町だというふうに思います。それがエネルギーの政策転換により昭和30年代に炭鉱が閉山となりました。それにより人口が流失し、一時は3万人以上いた人口が半分近くまで減少し、町にとっては大きな打撃を受けましたが、当時の日本は高度経済成長の時代でした。

そこで、当時の町の考えとしては、企業を誘致し住宅を造成することで人口の増加を図るとの考えだったと思います。その結果、人口は一時期2万人を超えるまで回復しましたが、その後減少に転じ、平成32年度に実施される国勢調査では1万5,000人前後になると想定されます。このような鞍手町の歴史を踏まえ、現状を分析した上でまず人口問題は、私は今後も減少傾向をたどるといふふうに思われます。

その中で先程も答弁しましたように、総合戦略会議の中でもご助言をいただきました小さな町だからこそやれること、私も選挙の際に訴えてまいりました。小さな町をアドバンテージにしようとの考えから定住促進、教育環境の整備、子育て支援等の整備を進め、緩やかな人口減少にして行きたいというふうに考えております。

また、炭鉱閉山後に誘致した多くの企業は現在も鞍手町で創業をしていますし、むしろ工場の増設等を行っている企業もあります。

しかし、10年後、20年後を見据えて昭和の高度成長時代のようなモデルでの町の活性化、今議員が言われるようなことは、恐らくこの高度経済成長時代と同じようなモデルを想定されているというふうには思いますが、それによって人口の増加に繋がるかどうかは、先程も言いましたように難しい状況ではないかなというふうに感じております。

まずは、地道に、身の丈にあった、先程も答弁しましたが、教育環境も含めた子育て環境の充実を図り、また、社会資本整備にしてもそうです。そういった地道な取組みによって定住促進に繋げていきたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ということは、自然に任せるといふような意味合いで取れるのです。教育環境を整える、これは実際宮若になぜ人が住まないかといったら、小中もあるのですが高校ですよ。問題は。大学、それも問題なんです。

例えば、ここに九大の鞍手学部が来たら人口は増えるでしょう。そういうふうに大きなビジョン、自分にとっては対して大きくないのですが、大きなビジョンを持っていただいて、とにかく何かを鞍手に呼び込もうと、大きなもの、炭鉱に変わるものですよ。それを持ってくれば炭鉱の時期と変わらない人口になる可能性が十分あるのです。そういうふうに大きな、突拍子もないことを考えて下さい。ここでは言いませんが私は考えています。

私がいま計画しているのは、お金は全部用意できています。町長がうんと言ったら動きだ



せるような状態です。1, 500億ぐらい。これは大げさに言いますが、そういう話なんです、そうしたら人口は3万人になる可能性もあります。

ある町の町長、亡くなったのですが、その町長は政治とは夢とロマンと説得力だそうです。そういうふうにはずっと言われていたのです。夢とロマン。

私は夢とロマンありますが説得力がないもので政治家にはなれないのですが、町長は政治家でしょう、夢とロマンを持って下さい。どんどん大きなことをやって下さいと私は思いますがどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まさしく議員が言われるように、政治家というのは夢とロマンと説得力、この3つは必要だろうというふうに思っています。

私のことを言いますとなんですが、私も夢とロマンを求めて大学卒業後はあるところに就職しましたが夢破れて挫折をしましたが、しかし鞍手町の将来を考える時には本当に夢とロマンは必要なことだろうというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ぜひ夢とロマンで進んで下さい。

次に進みます。

庁舎建設についてというところで、一つずつ言いますので的確にお答え下さい。

最上位計画の第5次鞍手町総合計画基本構想に描いているコンパクトなまちづくりについてということで、コンパクトなまちづくり、町長はコンパクトに1箇所にとどめなくても、ばらばらでも良いようなニュアンスのことを言われていましたが、これはどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

コンパクトということですが、総合計画の基本構想において公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設等の都市機能を集約し、まちなかを形成していくことが掲げられていることは私自身も承知をしております。しかしながら、そのコンパクトというか、その集約の方法については必ずしも1箇所に、1点に集中させるという集約ということではなくて、都市機能拠点をまちなかと称して、そのエリアの中の一定の距離の中で集約させるものというふうに私は理解しています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

一定の中という抽象的な言葉なので、その辺、担当課の課長さんが詳しいかも知れませんが答えていただけませんか。一定のエリアという話ですが一定のエリアというのはどういう範囲を考えたらいいのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まずは都市機能拠点というのがありますね。これはかなり広範囲にあります。その中のある一定のエリアの中で、ある程度の距離を置いたものを、それでも恐らく私はコンパクトと。鞍手町の事情を考えれば良く分かりますと思いますが、それでもコンパクトというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長の一定のエリアという、例えば100メートルなのか500メートルなのか全然分かりません。道で何メートルとするのか、直線で何メートルとするのかで全く違いますよね。その辺ちゃんとしたコンパクトなまちづくりというか、コンパクトシティの定義というものがあると思いますが、その辺担当課の課長さん答えてもらえませんか。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

いま総合計画の中の基本構想についての話が出ていたと思います。この総合計画の中に将来の都市構造ということで、今議員が言われましたように都市機能拠点というのが大まかな形で記されております。しかし、それには具体的な距離、そういうものが入ってございません。鞍手町の地図をA4に書いて、その中の一部を丸で囲んでいるというぐらいのところがございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

コンパクトなまちづくりというのは、歩いて行ける範囲ぐらいと思うのです。車で移動しなければいけない。歩いて行くにしても小学生が歩くのか、おじいちゃん、おばあちゃんが歩いて行くのか、若者が歩いて行くのかで全然変わってくると思うので、その辺はある程度基本構想、総合計画の中の丸がありましたね。その中に入っていればいいというレベルじゃなくて、ある程度集約はちゃんと必要ではないかと。端と端にあったら大変ですよ。実際に距離として。私はそう思います。よろしくお願いします。

(2)に行きます。

30年度補正予算の、先程7番議員が言われた質問とかなり重複するのですが、小牧墓所

移転で3,000万円岡崎町長になって計上していると。庁舎建設をしないならば庁舎等建設費ではないのではないかと先程の議員が一所懸命言われていました。

実際に私もそう思うのですが、町長が先程今は予定地は予定地だからというような言い方でずっと言われていましたが、庁舎等建設費ではないのではないかとという質問で答えはどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も繰り返しになりますが、現計画は白紙なっているわけではありません。活かせるものは活かしたいというふうに何度もお話しもしています。そして尊重もして行きたいというふうにも思っています。

現時点において庁舎建設候補地であることには何ら変わりはありませんので進めて行きたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

先程の議員の時に小牧墓所の管理組合の方に説明をされたというふうに言われていましたが、今、候補地は小牧ですよと。だから皆さん協力して下さいと言ったのですね。それで協力してもらった。では去年の10月に説明をしに行かれた時に、ここではない可能性もありますという説明はされましたか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年10月に小牧の公民館に出向いて行きまして説明をさせていただいております。

その際に、まずスケジュールが、何度も言いますように前町長の関係で基本計画がまだ策定されていないということから、スケジュール的には間に合わなくなったということ、そのことで財源的にも手当てができなくなったということ、その説明はさせていただいております。ただ、先程も言いましたように、現計画につきましては尊重もしていますし、活かすものは活かして行きたいということで、先程も言いましたように庁舎等の建設候補地であることには変わりはありませんということで説明はさせていただいております。

ただ、あそこの用地については重要な用地でありますということも説明をさせていただきました。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ということは、はっきりと町長は場所も見直すということ、一般会計の説明の中で言わ

れていますね。そのことは直接小牧墓所の管理組合の方には言われていないのですか。言ったのですか、どちらですか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

財源の目処が今は立っていない状況では計画どおりに庁舎を建てられるかどうかというのは不透明であるというような説明をしております。

○議長 田中 二三輝君  
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ちょっと濁しながら言われるのですが、その場所から違うところで作る可能性があるのですよということは言っていないということで理解していいですか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

不透明ということですので、その可能性はすべてないというわけではないというふうに説明をしております。

○議長 田中 二三輝君  
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

その言い方は分かるのですが、場所が変わる可能性はありますということは、不透明という言葉で言ったから伝えたことになっているということですか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

繰り返しになりますが、可能性が100%ないというふうなことで言っているわけではありませんので、先程も言いましたように予算の関係上、まだ予算の目処が立たない状況の中でどういうものになるかということも分かりませんので、はっきりとここというようなことには説明はしておりません。ですから変わる可能性もあるというようなことにはなります。

○議長 田中 二三輝君  
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

回りくどく言われましたが、要は管理組合さんには直接はここではない可能性がありますよということは言っていないということですね。その言葉では言っていないということですよ。ここではないかも知れませんよという言葉では言っていないのですね。要は他の予算的などうたら、不透明だからどうたら説明はしましたということですね。それで理解します。

私は先程の議員も言われました、現在の予定地ですべきと思います。これはもう答えなくとも町長が言うことは分かっていますのでいいです。

次に、今まで全員協議会や議会ですずっと説明して来られましたね。これは実際、前の町長がということになるのでしょうか、これは何だったのですか。議案として出て来て議会は検討委員会のことも認めて、全協で受けて認めて議会でも議決してというふうな話になっているのです。そういうふうに今まで全員協議会とかいろいろなものでここに作ります、こういうふうにします、で、くらの郷は売って、それを新庁舎に持って来ます。ここでずっとその話の説明が済んでいたのです。議員の皆さんもそうでしょうが、みんなそれで行くものと、当然職員の皆さんもそのつもりで動いていたわけですよ。

それは今までしてきたことは何だったのですか。町長お答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程来から何度も言いますように、現計画を尊重もしていますし現在は今進めてもおります。ただ、私は昨年9月の町長選挙におきまして、庁舎等の建設については見直すと。これは当然見直さざるを得ない状況もありましたことから、見直すというふうなことで町民の皆様のご支持をいただき、これが私は町民の民意というふうに考えてもおります。

そういったことから現時点では、今庁舎の基本計画通りに進めてはおります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

しゃべりすぎたので一問一答でいきます。

議会軽視ではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議会軽視ということですが、庁舎等の建設委員会の答申にしても議会の動きにつきましても私自身尊重はさせていただいておりますので、議会軽視にはあたらないというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

行政の継続性はどうか考えられていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

行政の継続性については、当然のことながら継続すべきというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

行政は継続するべきですね。今の答えを皆さん聞いておいて下さい。

次に行きます。

庁舎建設とまちづくり委員会についてと。

これも先程の議員が一所懸命言われていましたが、ここに質問の内容を書いています、先程の議員さんが言われたときのことで、聞きたいことがあったので。まちづくり委員会は公聴会ですよというようなことですね。説明会と同じようなものですよと答弁されました。

ということは、説明会を開けばいいだけの話ですので、まちづくり委員会を作る必要はないのではないかと私は思います。それプラスどうしても町民の方の意見を聞きたいのであれば町長の部屋ではないが、そういうものでいいのではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まちづくり委員会につきましては、先程からも答弁をさせていただいていますように、町民の方達に広く意見を聴取したいというふうに考えています。それで何人の応募があるかは分かりませんので申込みという形は取らせていただきます。これも場所の関係も含めましてそういうことになります。ですから、町長の部屋というようなことで、私自身は大勢の方に来ていただきたいというふうに当初からも考えておりましたので、広く住民の方達に、それも各層、各世代に亘ってこのことについては、いろいろなご意見を頂戴したいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長の部屋といっても町長室でするわけではないですよ。中央公民館の会議室でもいいではないですか。それでも町長の部屋ですから。わたしの言い方は。

町民の方から広く意見を聞く、でもここに居る人はみんな町民の代表ですよ。何百人かの支持者がおって、その人達の集約した意見をここで言っているわけです。ということは町民の代表ですから、ここの意見を聞いていいのではないですか。

先程から議員さんがいろいろ質問をするのですが、何かはぐらかされたような答えばかりされるのですが、私としては町長も町民の信任を受けているのですから、町長の意見でやられてもいいわけですよ。皆さんからいろいろな話を聞かれているわけでしょう。それでやられたらいい訳ではないですか。

でもこれは町長という責任のある肩書きがあるのですから、それは責任を持ってしてもら

わないといけない。今回も庁舎が場所も見直すと過去に言われていたものですからこうなるわけです。スケジュールだけでなく場所も見直すかもしれないみたいなことを言われるから。それは責任を持って対処してもらわないといけないのですよ。

私達も町民の代表ですから、町民の代表の後ろに100人しかいないかも知れませんが、その人達の声伝えてるわけですよ、私は。それは重みをもって受けて欲しい。先ほどの議員も庁舎はここでいいのではないか、今の計画場所でいいのではないかというのでしたらその重みも受けて欲しいのですが、その辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、議会また議員の皆様のご意見も尊重しております。同時に住民の生の声を、今までこのことについては一度も聞いたことがないということもありますので、私は広く生の声を聞く、そういうことも考えて、仮称ではありますがまちづくり委員会が必要ではないかというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町民の人の生の声を聞きたいというのは良く分かります。ですが、時系列を考えて下さい。総合計画見直しは31年度いっぱいにするわけなんです。それは場所から全てが総合計画に入り込むわけですよ。

例えば、まちづくり委員会を4月1日から立ち上げたとして、町長は最初に言われておりましたが、まちづくり委員会で場所とか小学校の統廃合とか、そういうものもまちづくり委員会で揉んでもらうと。庁舎の場所もまちづくり委員会で揉んでもらうとかというような話をされてきました。

今日の話を見ると若干公聴会や説明会という話になってきて、ちょっとずれてきていますが、実際にまちづくり委員会を何回開催するのか分かりませんが、4月1日から始めて2、3ヶ月で聞いてしまっただけで、例えば総合計画のところにもまちづくり委員会の人が言っていますのでと載せるのならまだできるかも知れませんが、ずっとまちづくり委員会をするのであったら町民の意見を総合計画に載せられないのです。ただ聞くだけだから当然その意見だけ載せるわけにはいかないでしょうが、最終的にはこの総合計画というのは議案に上がって来るわけですね。議会で承認を得ないとならないのですよ。時系列とか、そこまで考えられていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合計画の策定については、今議員が言われるように議会の議決を必要としております。

まちづくり委員会につきましては、先程来ずっと繰り返しのようになりますが、町民の方達の生の声を聞きたいということもありますので、生の声を聞いた上で私の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

委員会の人数、会議の手法、権限、設置時期を教えてください。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の答弁の中で総合計画につきましては、基本構想のみが議会の議決要件となっておりますので、基本計画またはその細部に亘っては議決要件となっていないということでした。それについて庁舎等の位置等が議決要件にあたるかどうかということが、先程の質問の中では私がはっきりと認識をしていませんでしたので、先程も言いましたように総合計画の議決要件については基本構想のみということでした。

先程の質問で委員会の人数と手法、設置時期、権限についてのご質問ですが、委員会の人数については定めておりません。募集に応じた方全てを委員会の方で意見の聴取をしたいというふうに考えております。

会議の手法につきましても、まちづくりに関する事項の内、広く町民の意見を聴取するというので、手法についても先程来言っていますように公聴会のような形式でやりたいというふうに思っています。

権限につきましては、町民の意見や意向を将来のまちづくりに反映させるための参考とさせていただきたいというふうに思っております。

設置時期につきましては、今後準備を進めまして、準備が整い次第設置を、設置という言葉が適当かどうかは分かりませんが開きたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

まちづくり委員会には職員は出席させますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

職員につきましては、案件に応じて担当課局の職員の出席を考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君



町長は町民の皆さんからの幅広い意見、要望等を聴取とされています。庁舎等建設策定時に1,000人の町民アンケート、回答403人、パブリックコメント、この403人とまちづくり委員会の声の重みというものをどう考えられますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁をさせていただきましたように、アンケート及びパブリックコメントの意見についても貴重なご意見ということで取扱いをさせていただきたいというふうにも思っています。しかし、アンケートにつきましては、無作為抽出による意見の聴取であり、パブリックコメントにつきましても町広報紙及びホームページ等により、個人の意見を聴取したことから、いずれも一方向の意見ということになります。

今回の、仮称ですがみんなのまちづくり委員会は広く町民の方々から生の声を聞き、まちづくり等の参考とさせていただきたいというふうに思っています。

声の重みということですが、いずれにしても町民の声ということで、重い軽いはないというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

では、本当にこの委員会で候補地を検討するのか。前に言われていましたから。それと候補地は庁舎等建設検討委員会がまだ設置されています。候補地はその委員会で揉んでもらうのが一番いいのではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

仮称ですから委員会という名前になっていますが、この委員会で検討するというものではありません。先程から何度も言っていますように、広く町民の意見を聴取する場というふうに考えております。以上です。

○5番 竹内 利一君

検討委員会でするべきではないかということですが。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

検討委員会のご意見につきましても答申が出ておりますし、そのことについては先程来答弁させていただいていますように尊重をしております。そういったことから先程来言っていますように、検討委員会のご意見等も尊重しながら、またまちづくり委員会での生の住民の声もお聞きし、参考にさせていただくということです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

時間が足りませんので小学校の統廃合についてです。

12月議会の質問の中で公共施設の床面積について私が質問しました。

町長はその際、約5万㎡は小学校の床面積になっていきますと。公共施設の床面積を減らすべきと考えています。ですからまずは小学校の床面積を減らすことが鞍手町の公共施設の床面積を大きく減らすことに繋がりますと。そういった意味で私は小学校の統合は必要だろうと考えていますというふうに発言されました。

教育長はこの発言を聞かれて率直にどう思われましたか。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

今の質問に率直にお答えしたいと思っております。

私は学校というのは子ども達が自分の生き方を見つけて、次世代を担い社会の一員としての自覚を家庭や地域と協力し、育てて行くところだというふうに考えております。

特に、小中学校という義務教育の9年間につきましては、子ども達の体、心、頭ということの、そういうものの基盤を育む大変重要な時期だというふうに考えております。そのための人的、物的、運営的管理を行って教育環境を整備することが私共教育委員会の役割だというふうに考えております。

そこで、児童生徒数が減少することによる教育条件の悪化、教育課題の顕在化、不利な状況、支障が出ることがないように教育環境の整備に今後も努めていきたいというふうに考えているところです。

また、保護者の方々や地域の皆様が安心して、信頼される学校づくりを推進して行けるように教育委員会として今後も支援していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長は何か答弁がありますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この質問の中に議員が言われましたように、今年の12月議会での私の発言が引用されております。

そこで、私の発言について補足をさせていただき、私の真意を述べさせていただきたいと

思います。

議員の12月議会の中での質問の中で、町の公共施設の延べ床面積が全国平均よりも町の床面積がかなり多いので福祉センターを閉鎖、売却し公共施設を集約することで延べ床面積を減らせる旨の指摘がありましたので、町の延べ床面積の状況を説明させていただき小学校が統合すれば延べ床面積は削減されると答弁しましたが、延べ床面積を削減させるために小学校の統合を考えているわけではなく、統合すれば結果的に延べ床面積は減少するのであって、延べ床面積を減少させるための小学校の統合をするつもりはありません。

小学校の適正な配置についての考えは所信表明の中でも述べたとおり、現在小学校6校の内5校が全ての学年で1学年1クラスです。

先程もいいましたように、児童20人以下の学級が3分2程度あり、2学年を一緒に指導する複式学級となっている学校もあります。このような状況の中、今後鞍手町を担う子ども達が6年間を通して安全に過ごす教育環境をどう整備するかを今後町民の皆様からご意見をいただきながら、結果的に統合となれば延べ床面積は減少すると考えており、繰り返しになりますが、延べ床面積を減少させるために小学校を統合させるというような考えは毛頭ありませんので申し添えます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

質問は教育長にしたのですが、申し開きみたいなのが町長から来たので町長に言います。町長は元々の考えは、平成29年12月14日の民生産業委員会の中の質問で、議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に於ける条例の一部を改正する条例。

これは総合福祉センターを廃止するというような時に民生産業委員会の中で小学校を統廃合すれば床面積が減るではないかと。総合福祉センターの廃止をする議案が出た時に総合福祉センターだけ減らしても駄目でしょう、面積少ないのだからと。

小学校が5万㎡ぐらいあるのですから、それを減らしたらいいではないかと委員会で言われているのですよ。当時、議員の時。これはどう申し開きを。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、延べ床面積というような観点からの話でありまして、床面積のことが統廃合の全てではありません。先程も言いましたように、統合すれば床面積が減るといだけの結果的な話であります。

先程も言いましたように小学校の統合についてはいろいろな観点から考える必要もあると思います。特に今言われました総合福祉センターの福祉棟の件につきましても、その後閉鎖、売却という話もありましたので、福祉センターの床面積に比べて床面積というような観点から言えば、公共施設の中でも小学校の床面積が多いというようなことからそのような発言を

しています。

繰り返しになりますが、床面積を減らすために小学校を統合するという考えは毛頭ありませんので、もう一度繰り返し答弁させていただきます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長はそう言われますが、この前自分が12月に一般質問をしたときに町長が答えられた後に自分は、はあ？と言って。小学校の人数が少なくてもみんながはつらつと勉強をしているのですよというようなことを言ったのですよ。その時に何にもそういう言い返しはなかったではないですか。今となって、時間が経ってそういうふうな申し開きをしたって本音は、私が一般質問の中に書いている、このままのことを言われたのですから本音はこれではないですか町長、違うのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

12月の定例会の一般質問の議員が言われました後、私は答弁の中で小学校の統合についてのことにつきましては、今ご質問されている議員の方が、ご指摘があったように床面積を減らす、統合するとの理由として挙げられた質問で質問されましたので、鞍手町の公共施設の床面積の現状を答弁した上での小学校の例を上げさせていただきましたというふういきちんと、どういう質問であったから、そのことについてその観点からの答弁ということで、次の答弁の際にはきちんと、この辺については答弁をさせていただいております。

そういったことから、先程言いましたようにちゃんとそのことについてはここで質問に対しての答弁をしておりますので、繰り返しになりますが床面積を減らすことは、結果的にそういうことがあるかと思いますが、小学校の統合を床面積を減らすための統合というふうには考えておりません。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長、そう言われるのであればそれでもいいのですが、実際マスコミが報道するときは美味しいところだけ取って流すのですよ。だから町長たるものは軽々しくあんなことを言っはいけませんよ。

小学校を統廃合すれば5万㎡減ると、そんなことを単純に言うとみんなびっくりしますよ。だから町長はそういう軽い感覚で言っはいけませんよ。これからちゃんと物事を考えて言ってもらわないと大事しますよ。以上です。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今議員からご指摘を受けました。

答弁については慎重に答弁を今後して行きたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時36分

平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成31年3月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成31年3月13日 午後1時00分			田中二三輝		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成31年3月13日 午後4時17分			田中二三輝		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	11	久保田 正之		12	須山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月13日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算
- 日程第14 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定

平成31年3月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例ということで、鞍手町地域福祉計画策定委員会ということですが、その内容はどのような内容になるのか具体的に教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

福祉計画そのものは、今回上程するのが第2次福祉計画を行うものでございます。これにつきましては、福祉計画は社会福祉法107条の規定により市町村に地域福祉計画の策定が求められているものでございます。

この福祉計画というものは行政計画と言われているものでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

それではそのメンバーですが、どのようなメンバー構成になっているのかということと人数をお聞かせ下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

メンバーにつきましては、社会福祉に関わる者、高齢者福祉に関わる者、児童福祉に関わる者、障がい福祉に関わる者と、また町の職員等がメンバーとして想定し、委員は15人以内で組織することを想定しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

15人以内ですということが分かったのですが、その策定委員会の策定期間というのはどの程度想定されているのでしょうか。



○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現行は平成28年から32年までの5年間となっておりますので、その後の33年からの5年間のものがございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いま委員の構成等をお伺いしましたけれども、具体的にはどういうふうにするのか。

私は思うのですが、こういった附属機関のメンバーの中に行政の職員が入るのはちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。そうしないと、第三者的なものにはならない。その首長なりの技巧が入って来るのは間違いないと思いますし、職員は事務局として関わるべきであって、委員のメンバー、採決等に加わるようなメンバーに入るべきではないというふうに思うわけです。その点についてお伺いします。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程申し上げました設置要綱は案でございます、おっしゃるとおり職員が直接その中に入って担当の者が意見を左右しないような形の職員であればよろしいのですが、おっしゃるようなことを想定されるのであれば検討して行きたいと思います。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

意見を左右しない職員というのがあり得るのでしょうか。私はちょっと考えられませんが、職員というのは町長の意向に従って行動するというのが公務員でもあると思いますが、その点についてもう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今後の附属機関の在り方については以前からもそういうご指摘がありました。そういった意味から行政職員についてこういった附属機関の中での委員として適当なのかどうかということについては今後議論も必要でありますし内部で協議も進めることとなりますが、議員がご指摘の件について、ごもっともなこともありますので、今後についてはそういう方向で検討して行きたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今後についてはということですが、今回の策定委員会についてはどうされるのかと、計画ですからそこまでいろいろ採決がどうのこうのというのはあまりないと思うのですが、例えば以前ありました保育所の民営化等々の中に職員が居られて、どこの業者に決めるのかとか、いろいろなところで、そこで職員が一人でも採決に関わるというようなことは決してないように考えていただきたいということで、今回はどうするのかも含めてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

保育所の民営化の時にも私は委員として入っていました。同じような考えを持つ時もありましたので、今回のこの地域福祉計画につきましては、職員の委員ということはないようにしたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

重複する部分があるかも分かりませんが、先程課長が言われました平成28年3月に市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画、これを一体とした鞍手町地域福祉総合計画というのが策定されております。これは平成32年度までとなっておりますが、今回、附属機関を設置して見直そうとされておりますが、この計画の中では平成32年度に見直しと書いてあったのですが、1年早めて附属機関設置して検討されるということでもいいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

1年早めるというのは、今回地域福祉計画そのものは町では高齢者と障がい者と子どもの子育てに関する計画が策定をされています。今後この地域福祉計画に盛り込むことで、今の3つの計画の上位計画として位置づけて行くことが求められております。尚且つ高齢者の保険福祉計画が平成32年度までです。障がい者福祉計画、障がい者計画が同様に32年度末となっております。この3つの計画と共にこの福祉計画が策定されると4つの計画を策定しなければならないこととなっております。

先程申しましたこの3つの計画の上位計画と総合計画の下に来る地域福祉計画につきましては早期に着手してこの3つの計画の整合性をとりたいと考えておりますので、今回条例の一部改正を求めているところでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

この28年度に作成された計画は、この中には住民代表、関係機関、鞍手町学識経験者等で構成されている社会福祉協議会が事務局となって、主となって作成されておりますが、今回附属機関として設置される理由、社会福祉協議会が作成するのではなくて附属機関として設置される理由を教えてくださいと思います。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程申しましたとおり、28年度に地域福祉計画と地域活動計画が連携して一体となったもので地域福祉総合計画として現在は策定して5年間となっております。

ただ32年度で期限を迎えるに当たって社会福祉協議会と協議を行い、本来の形といたしまして地域福祉計画は行政計画でございまして、尚且つ地域福祉活動計画は民間計画であるということで別々に策定するという結論に至りました。この結論に至るまでには先程申しました3つの高齢者、障がい者、子どもの子育てに係る計画の上位計画にあたるということで、社会福祉協議会と合意して別々に策定の方向でということで今回条例を一部改正するものでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の改正によって何がどう変わるのか、現状も含めて教えていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

今回の改正内容につきましては、後ろの新旧対照表をご覧ください。

10条の第3項の第5項において、かっこ書きの部分でございますが、当該学科又は当該課程を収めて同法の規定による専門職大学の全期課程を終了した者を含むのかっこ書きが付加されておるものでございます。

これにつきましては、学校教育法の一部の改正に伴いまして専門性が求められる職業を担うための実践的且つ応用的な能力を育成することを展開することを目的として新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられまして、平成31年4月から開学されることとなっております。これに伴いまして、放課後児童健全育成設備及び運営に関する奨励がかっこ書きのとおり改正をされました。それに基づいて本条例においても同様に改正するものでございます。

これにつきましては、まだ卒業生が出ておりませんので卒業生が出てからの影響があると考えているものでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そういう方が増えると言いますか、範囲が広がるということでしょうか。

今から春休み、夏休み等も迎えて学童保育の子ども達もその期間は特に増えて来る時期でもあると思うのですが、そういったものを含めて広く専門性のある方を臨時等なりで雇用するということもあり得るのかどうか、その部分について教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃるとおり卒業なさって資格があれば雇用することは可能だと思います。そういった方々がこういった学童の方に目を向けられることが学童にとっても良いことだと考えております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回業務が改正されたということで、鞍手駅の無人駅化に伴う業務の内容の改正だというふうに思いますが、詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

本議案は鞍手駅関連施設の指定管理者の指定及び契約の更新に伴いまして鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する必要が生じたことと、その改正に伴いまして鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する必要が生じたことからのご提案でございます。

今回、今月末を持ちまして平成26年度から5年間の指定管理期間が満了いたしますけれども、平成31年度以降の指定管理について引き続きJR九州と指定管理契約を行うように事務を進めてまいりましたが、JR九州側から鞍手駅関連施設設備及び管理運営に関する現在の条例の第2条の2の第1号に規定しております乗車券販売に関する業務 第2号に規定している不足運賃回収に関する業務及び第3号に規定しております自動改札機、自動券売機等の維持管理に関します業務につきましては、旅客鉄道法に則って国の方から許可を得ているJR九州側の行うべき本来の業務であるということでJR九州側の方からその申し出がありまして、このことについてJR九州側と協議した結果、この条項は本来鞍手町の業務ではない、JR九州側の業務であるということで、この規定をこの条例から外させていただくということになっています。

そして、これに伴いまして行政財産である鞍手駅におきまして民間企業でありますJR九州が乗車券販売に関する事務、業務等を行うこととなりますが、その仕様については公共交通機関としての公益性があるということから、その公益性を認めまして減免対象とするため本町の行政財産使用料の第5条に特例規定として第4号を新たに追加してこの業務を行うというような改正になっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その中に第5条のところの1号中、国又は地方公共団体その他公共団体を国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に改めるとありますが、公共的団体というのは具体的にはどういうものを考えているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、この文言の整理につきましては、国が示しています条例の準則に従いましてこの内容を変更しているところがございます。この公共的団体につきましては。

○議長 田中 二三輝君

確認のためしばらく休憩します。

休憩 13時21分

再開 13時22分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

先程の答弁を求めます。

○総務課長 三戸 公則君

この公共的団体につきましては、想定されるのが社会福祉協議会のような団体でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは先程の学童の方と同じようなことなんでしょうか。学校教育法の改正に伴ってのことで、この資格基準に関する文句が少し広がったということでしょうか。確認の意味で質問します。

○議長 田中 二三輝君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

学校教育法の一部改正を受けまして、水道法施行令第4条第1項に定める水道の布設工事管理者及び同令第6条第1項に定める水道技術管理者の資格要件につきまして、専門職大学の全期課程終了者を追加する改正がなされました。

地方公共団体である水道事業者は水道法施行令で定める資格を参酌して条例で布設工事管理者及び水道技術管理者を定めることとされておりますので、当該条例について政令の改正と同様に専門職大学の全期課程終了者に関する文言を追加して規定整備を行っております。

平成31年度より実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として専門職大学、専門職短期大学、専門職学課等というものが創設されております。

文部科学省では、専門職大学2校、専門職短期大学1校につきまして平成31年4月から開校の認可を出されております。

水道技術管理者等につきましては規制が緩和されたもので、より選任しやすくなったということで解釈しております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の24頁をお開き下さい。

2款 総務費について、24頁から31頁まで質疑ありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

29頁の総務費の戸籍住民基本台帳費の中に、19のところですが、負担金補助及び交付

金、直鞍地区自衛官募集連絡協議会負担金とありますが、これは補正ですから既に執行されたということですか。お尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

負担金につきましては、当初予算3,000円で組んでおりましたが、この直鞍地区の連絡協議会からの負担金の請求が1,000円で済みましたので2,000円減額するものでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

自衛官の募集のことにつきましては先般国会でも論議になっています。募集の負担金だけでなく具体的に取組まれたということですかね。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

自衛官募集につきましては、例年ここを管轄しています飯塚駐屯地の方から役場税務住民課の方にポスター掲示等の依頼、それから自衛官募集のくらす広報への掲載等の依頼が来ていますので随時募集の周知はかけさせていただいております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

具体的に対象者名簿を自衛隊に渡したとかいうことはないわけですね。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

そういう対象者の名簿を渡すということはありません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から39頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、38頁から43頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。



9 款 消防費から 1 1 款 災害復旧費について、4 2 頁から 5 1 頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

1 2 頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

1 2 頁から 2 3 頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 7 議案第 9 号 平成 3 0 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 9 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 0 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 0 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 1 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 0 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 1 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 2 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の60頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、60頁から121頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

75頁 政策推進課財政係のところ、分かりやすい予算説明書発行費というふうにあります。いつ頃全戸に配布するのかとか、どういう中身でやられるのか、ぜひこういうものを作るのでしたら分かりやすい予算書案を作って欲しいと思いますが、それも含めて教えてください。

**○議長 田中 二三輝君**

政策推進課長。

**○政策推進課長 藤原 光徳君**

分かりやすい予算書案というのはまだ作っていないのですが、今こちらの方で考えています。この予算書を見てもらったら分かると思いますが、右側の説明欄のところに丸で囲んでいる、ここで言えば分かりやすい予算説明書発行費というのが事業名なんです。この事業が約270事業、一般会計であります。その中を事業別に分かりやすく金額と写真入れたりしながら住民の方に分かりやすく、それは町長が選挙の時に公約で挙げられていましたので、それを実行するというものなのですが、今のところ印刷製本費で上げています。予算というのは約128頁程度、そんなに実際にはないと思いますがマックスで今のところ考えています。それでこの金額を上げております。そして発行部数は約広報と同じ5,800部程度を考えております。

いつ頃ということですが、大体目処としましては6月中に各世帯に配付できるように考えております。以上です。

**○議長 田中 二三輝君**

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

町民の皆さんが、町の予算がどういうふうに使われているのかというものがもっと分かるようなものにしたいという町長の思いでのものだと思いますので、私はこれについては賛成したいと思いますが、後、見ても分からないとか、質問したい人も居られると思います。議員もそれを説明したりとかというのをしないといけないと思いますが、大規模な説明会とか、何か疑問に答える場とかというところ、そういうことは考えていないでしょうか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算についての具体的な説明をする場とかは今のところは考えておりませんが、近いうちに今のご意見も尊重しながら、また内部で協議をしながら、ある意味住民の方達に行政がどのような形で、どのような予算を、どのように使っているかというようなことを説明する場も必要になることもあると思います。そういったことも含めて、やはり行政と住民と議会の方々が一体となってまちづくりを進めて行くというようなことから、この分かりやすい予算の説明書というものを作っています。

これは、まず住民の方達に行政の予算の使い道を知っていただくという第一歩にしたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君  
他に質疑はありませんか。  
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

99頁の2款 1項の老朽化危険家屋等解体補助金ですが、これは250万円ほど上がっています。補助の割合とかはどういうふうな棟数を考えているのか具体的にお願いします。

○議長 田中 二三輝君  
総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この老朽化危険家屋等解体補助金につきましては、空き家等対策推進法に関する特別措置法の第2条 第1項に規定する空き家等で、当該空き家が倒壊しまたは建築材等が落下し、若しくは飛散する、そのことによって人の生命、身体、又は財産に被害が及ぼすような家屋について、この解体する場合にその解体費の事業費の2分の1を上限50万円まで補助するという内容になっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君  
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

2分1の50万円ということですが、これは棟数とかというような具体的なものは。

○議長 田中 二三輝君  
総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

当初では5件分を計上ということで250万円計上させていただいております。以上です。

○議長 田中 二三輝君  
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

5件というのはちょっと少ないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まだ今回の制度導入は新年度からという形になっております。この状況で今後対応は考えていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

79頁、新電力ESP業務委託料というのがあります。これにつきまして具体的に説明をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この新電力ESP業務委託につきましては、まずESPはエネルギーサービスプロバイダの略でございまして、最適な電力の調達や効率的な省エネの手法などの業務を委託することで、今回業務委託をすることで、毎年度小売り電気事業者に関する調査や、最も効率的な電気事業者の選定、あるいは従来の電気事業者との効率の比較などを行っていくという委託料になっています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

89頁、一般質問でも出ていましたが、みんなのまちづくり委員会費の報償費、アドバイザー報償費について説明をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

現段階では誰というのは決まっておきませんが、委員会のテーマ等に伴い大学教授等の学識経験者や専門家に選任してアドバイスをいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

ということは専門家でもいろいろなケースがあると思うのですが、専門家の人は何人くら

い予定しているのですか。

昨日、一般質問の中で町長がいろいろなケースによって提案するというような話をしていましたから、アドバイザーの方もそういう専門の方、専門の方が呼ばれると思うのですが、何人予定しているのか。この11万円の中に。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

1回の会議では一人を予定しております。そして5回分の会議を考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

まず、先程の75頁、分かりやすい予算書説明の発行です。先程も質問されましたが128頁の本を全戸配付してどれぐらいの方が中身を見られると思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁がありましたように、128頁になるかどうかというのはまだはっきりしていません。ただ、これを発行しようという主旨は先程も言いましたように、住民の方々に町の予算がどのように使われているかを知っていただく一つのきっかけにしたいと思ひますし、それにはやはり分かりやすくないといけないというのが前提として、イラスト、又は写真等によって、どこの所にどういふ予算が掛かって、どういふふうに使われているのか、またどういふような事業に使われているのかということをもまず知っていただくということで、こちらから提供しようというものです。

配られたものにつきまして、私としては全員が見ていただきたいというふうには思ひますが、配られた方にこちらから強制的に見て下さいということもできませんので、後は受け取った方がどのようにされるかというのは、受け取られた方のご意思だというふうには思ひます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

受け取った方のご意思でしょうけれども180万円という予算ですね。予算が足りない、少ないからできない、いくらでもそういうことがあります。

議会だよりも当初予算のことが分かりやすく出しています。本当に詳しく知りたい人が居られるのでしたら、というよりも30頁が限度ではないかな、皆さんが見るとしたら。それ

でも見ない人は見ないのかもしれませんが、128頁は予定でしょうけれども180万円使ってどれぐらいの効果があるかという費用対効果も考えた上でやっていただかないと。することは良いのです。悪いとは言いません。ですがお金がない、予算がないと言われているのですからそこに180万円注ぎ込むのでしたら他のことをしたらという人も居るかも知れませんので、もうちょっと検討していただきたいと私は思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは鞍手町にとっては初めての事業になります。そういったことから、見る方、見ない方を選んで配るというふうなことにはできません。まず、町の全戸に配布をさせていただいて、その後、2回、3回、4回とこれを配布することで町民の皆様からこれはもううちはいらぬというような声が上がったり、無駄じゃないかというような声が上がればその都度発行部数については検討していきたいというふうに思っていますが、まずは町民の皆さんに鞍手町の行政がどのように予算を編成し、どのように使われているかということを知っていただくことで住民の方に関心を持っていただく、そして町政自体にも関心を持っていただく大きな一つのきっかけにしたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

言われていることは分からないことはないのです。いませつかく言われたのですから、その冊子を作った時に中にアンケートか何かを入れて、今後いるかいらぬかというものも一緒にして配られたらいいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まだこれは、先程も言いましたように初めての取り組みでもありますので、先程も答弁しましたとおり、まずは2回、3回をして見た後に住民の方達がうちはいらぬよというようなこともあるかも知れません。その時はやはりアンケートを採ってみるということも一つの手段かなというふうには考えています。

しかしながら、まずはこの初めての試みとしてするときいきなりアンケートを入れて、いるかいらぬかを問うことは、私は控えたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

89頁、先程も出ましたが、みんなのまちづくり委員会、自分も一般質問をさせていただいたのですが、庁舎の件、庁舎の場所、小学校統合とかそういうものも揉んでもらうという

ふうに言われていましたね、この委員会は。

例えば、小学校の統廃合、これは統廃合したらいいですか、どうですかというだけでなく、当然場所をここにというのも出て来ると思います。

町長はそれをどういう出し方をされるかを考えられていると思いますが、みんなのまちづくり委員会に小学校統合はどうですかと投げかけて、場所はこういうところを考えていますというところまで突っ込んでされるのかどうかというのが1点。

庁舎もまちづくり委員会で場所等を揉んでもらうという話なのか、まっさらな状態でどこがいいですかと聞くのか、何箇所か候補を挙げてどうですかと聞くのか、その辺で全然話し合いの的とかが変わって来ると思うのですが、そういうところはどうか考えられていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まず小学校の統廃合のことですが、中学校の統合の際の検討委員会の中で学識経験者ということで福教大学の先生も来ていただきながら統合を進めて行きました。その中で第2回の際に全て場所はここですよというような形での議論の進め方だったように記憶しております。

そういったことで、場所がそこで決まっているのなら私がここに入っていると議論する必要もないんじゃないかというようなことで学識経験者の先生が言われたような議事録があるというふうに私は記憶をしております。

そういった意味から、今度小学校の統廃合についてはまず小学校の子どもさん達、児童達がどういう学校に行きたいのか、理想的な小学校はどういうものなのか、そういったものを前提として、仮称ですがまちづくり委員会の中で議論をしていただくと、そして子ども達が行きたい理想的な小学校をまずこういうものではないかというものを作った上で、じゃあその小学校がどこにあったらいいのか、何校あったらいいのか、そういうような適正な配置も含めて議論をしていただきたいというふうに考えています。

ですから、まずは場所ありきというようなことよりも、どういう小学校に子どもさん達を通わせたいか、そういったものから議論は始めていただきたいというふうに考えています。

庁舎については、当然一般質問の中でも答弁をしたように、今ある基本計画については、私は尊重しております。ですからその基本計画自体はそこが一つのベースになるというふうに考えています。その基本計画のベースに乗った上で住民の方達に意見を聴取したいということです。それを私は参考にさせていただくということです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

基本計画を尊重しており、それがベースになるということは、まちづくり委員会の中でも今の候補地でどうですかという話になるのではないかなというふうな雰囲気でもとりましたが、今はあそこが今の予定地ということで考えていていいのかなと思ひ受け取りました。



町長、もし小学校でも庁舎でも場所を変えようという話があるのであったら言うておきますが、鞍手北中学校は下に坑道が入っているのです。陥没したりしている。そういうところには小学校は持って行かない方がいいと私は思います。危険ですから、大事な子どもが陥没した穴に落ちたとかにならないように、あのような場所には持って行かない方がいいのではないかなと。

病院は下が燃えていますから、あんなところに庁舎を持って行くというのはない。当然そんなことはされないとと思うのですが、まちづくり委員会の中でそういう候補が上がった場合、そこは無理ですよと言えるような、前置きのことができるように職員の方に調査させたらどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま特定の場所の中でのご質問です。特定の場所については、今私自身は考えていることはありませんが、先程も言いましたように基本計画をベースにして、まずベースがないと町民の皆さんはどこからどのように発言をしていいかということもあるでしょう。ですから、それがベースになってまちづくり委員会については、町民の皆さんの意見を聞きたいというふうに思っています。

先程来から何度も言っていますように、私自身は住民主体のまちづくりをしたいということから先程ありましたような分かりやすい説明書を作ったり、行政と住民の距離を縮めようということ考えています。ですから、まちづくり委員会の中でベースとなったものが町民の人達に受け入れられていて、町民の人達の意見の大部分がその基本計画どおりでいいではないかと。又は場所、基本計画の変更、見直しがあるとしても場所はあそこでいいではないかということが多くの意見であれば、私はもちろんそれを参考にさせていただきながら考えることにはなりますが、多くの意見を無視してまで私は場所を変えるということができない筈がないのです。実際問題。尊重しているということから言えばですよ。そういうことも踏まえて私はずっと尊重しているというふうなことを言っているのですが、どうもなかなかその辺がご理解をいただけていないというふうに思います。

ですからまちづくり委員会の中での皆さんの生の声を聞きたいと。それは検討委員会の中で、一般質問の中でもお答えしましたが、まず1回目に推進本部案ということで役場とくらべて病院の一体となった野球場での案が示されました。

2回目で一時答申として、それが概ね妥当だということになりました。それを受けてアンケートを採っているのですが、実は野球場のところには庁舎は建たないということで見直し案が出て来ています。その見直し案が出る前にアンケートはとられているわけです。

結局のところ住民の皆さんの意見を聞く場というのは一つもないまま基本計画ができています。私としては一度住民の皆さんの生の声を聞きたいということでまちづくり委員会という、これも住民と行政と生の声を聞く機会として設置をし、これからのまちづくりに生かし

て行きたいということからこの予算を計上しています。

名前についてはいろいろと議論もありますので、当然これを変更するというのも考えております。そういったことから、まずは住民の皆さんに本当にどういうふうに思っているのかというのを聞く、これが役場の庁舎という住民の皆様のための庁舎ですから、住民の皆様のための庁舎に住民の皆様から一度も意見を聞かずに進もうとしています。ですから一度住民の皆さんに意見を聞かせてほしいというのが私の考えです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とくとくと語っていただきありがとうございました。

一般質問の中でもあったのですが、懇談会とか説明会のようなものという話がありました。まちづくり委員会をわざわざ作らなくたって説明会を開けばいいということではないかなど。その都度庁舎の件、小学校の件とか言って説明会というか懇談会、そういうものでいいのではないですか。わざわざこういうふうな予算までのせてそういうまちづくり委員会をしなくても私は思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

説明会と公聴会のようなものということでまちづくり委員会は考えておりますが、説明会というのははっきりこういったものだという事で行政側からある意味一方的な情報なんですね。公聴会というのはそういうベースがあった中で、皆さんの意見を聞きたいというスタンスです。

ですから、質問とか何とかに答えるというよりも、皆さんがどういう考えをしているかというのを聞く場なんです。ですから、そういう場の中でやはり場所はある所でいいじゃないかというようなことになれば、当然私の単独の意見で、皆さんがそういうふうに考えているのを覆すというようなことは到底常識的には不可能じゃないですか。

それが私が言っているのと真反対のこと、ある意味前町長からすればそういうこともあってかなり強引な手法がありましたけれども、私はそういう手法を取りたくないがために今あったような説明書を作ったりだとか、まちづくり委員会を作ったりだとか、そういうことで何とか住民の人達に行政のことを知ってもらい、ある意味住民の方達に参加してもらいたいのです。

いま、ともすれば住民の方達にそういった町政に対する感心が薄くなっています。そういったのは鞍手町にとっては大きなマイナスなんです。今議会の選挙もありますし、いろいろなことでそういう話題になっています。しかし鞍手町もご多分に漏れず町政に対する住民の感心が非常に薄くなっています。そういったのを何とか変えて行きたいと。そして住民と一緒に行政を進めないこれから先、行政と議会だけでもまちづくりはできないですよ。住

民の参加がなければこれからの鞍手町の未来はなかなか厳しいものになるのではないかと  
うふうに考えています。

そういった意味から、まちづくり委員会で住民の方達の生の声を聞きたい、そういう思  
いで予算計上はしています。

○議長 田中 二三輝君

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

89頁のみんなのまちづくり委員会についてお尋ねいたします。

町長は11日の予算質疑の中で本件について町民の意見を聞くと再三こればかりです。  
公聴会みたいな。

今、議員の質問の中で、この中のアドバイザーの中で専門的な方の意見も聞くと。大学教  
授とか専門家とか、町民の声が、その人達が入ったら声が聴けますか。プロ集団が町民の声  
が尊重される意見は出ないですよ。これはこうしますと何事においても町長の諮問機関では  
ないですか。違いますか。

そういうことを純粋に町民の声を聴くというなら、そういう専門家ではなく本当に町民の  
方々だけの声を聴いて町長はどうまとめるかです。

専門家に聴いたら町民が発言するような意見にならないですよ。いろいろな条件の中で専  
門的に協議される。それを尊重したら町長の諮問機関ではないですか。はっきり諮問すれば  
いいではないですか。

お金を出して大学教授とか専門の人を呼んだらいい意見を専門的に発言しますよ。町民の  
意見も踏まえての意見を発言されたら町民の意見は尊重されないですよ。公聴会が生かさ  
れないですよ、違うところに行ってしまう。専門的に。そうしたならばこのまちづくり、名  
称はこういことですが純粋に諮問機関ですよ。

そして諮問機関も町長が描いたものを作り上げて出て来る、それは悪いことではないと思  
いますが、あまりにも専門的に、折角のまちづくりで町民の声を再三町長は声を聴くと言  
われていますが、それが生かされないような委員会じゃないかなと心配するわけです。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この報償費についても今ちょっと誤解をされているところがあると思います。というのは、  
先程も答弁にありましたように、1回のまちづくり委員会の中でお一人の専門の方をお呼び  
するようになっていきます。そのテーマについてというか、むしろまちづくり委員会の進め方、  
ようするに司会みたいなことをお願いして、ファシリテーターというか、なかなかやはり議  
論の進行の仕方等が上手く行かないというようなことも考えられますので、上手に進行して  
いただくというような方を考えています。

質問があつたりとかいうようなことがあればお答えすることがあるとは思いますが、いず

れにしてもその会議をどのように意見を上手に住民の方達の意見を引き出せるか、そういうふうなところを重点にその方をお願いをしようと思っておりますので、その方が専門的な知識で住民の方にずっと話をしていくとか、説明をしていくとか、そういうふうなことでここに報償費として上げているわけではありません。ですからあくまでもまちづくり委員会の中で進め方に携わってもらおうというような方で、一つの会議にお一人を入れるということです。ですから報償費も5回分、5人分となっておりますが1回の会議にお一人は入っていただくということです。

○議長 田中 二三輝君

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

町長はそういう専門的な方の知識を借りてこの会議を進めて行く、どうして庁舎の中に管理職が沢山いるのに、優秀な方が居るのにその人達の進め方を協議すればいいではないですか。みんな職員が管理職も専門的な人もいるでしょう。それを町長の思いとするところの明るい何とかの会、これを進めるにおいては管理職が居るではないですか。その人達に真剣にどうしたらいいかという形をみんなで協議して町民の意見、それから公聴会で出た意見を素直に、専門家を呼ばなくていいではないですか。どうしてそんなことをやるのですか。

もう少し課長等を信用して、町長一人で協議しているのではないですか。まちづくり委員会というのは。職員は手間取っているのではないですか、違いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、お一人入っていただく方は会を進めるための方であって、いろいろなひょっとすれば町民の方からご質問があるかも知れませんが、一般質問の中でもお答えしたようにその担当課の課長さんにも同席をしていただくということはありません。ただほとんどそういったこちらからの情報を提供するというよりも、住民の皆様の意見を聞きたいというようなことが主たるものですから、もしもそういう質問があってもお答えできるようにはしたいということで、職員の方達にも準備はしていただいて、その会に同席するということは考えております。

何度も言いますが、その会の専門の一人の意見に左右されて、その意見で全てを決めようとかそういうようなことで専門の方を入れるということではありません。

例えば、庁舎の問題にしてもそうですし、小学校の統合にしてもそうですし、又住民の皆さんからこういったことについても住民の意見をみんなで聞いてみようというようなことがあればそういったことも考えて、住民からのテーマについてもこの中でいろいろと皆さんの意見を聞く、そういう場にしたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

だから町長は同じことを答弁されております。私の気持ちはせつかくこれがこういう方の目的で進められる。庁舎の中でなぜ研究されないのですか。管理職は優秀な方が居られて管理職各課があって、町長の意向を確認していなかったら、これは町長の先程言う専門的な諮問機関にお尋ねしようと。そして回答をいただいてこうなったぞと、そういう形に作り上げる方向にしかならないのではないですか。

もう少し庁舎一体となってするのならいいが、そういうものは見えない。優秀な庁舎の管理職の意見も聞かなくて町民の方々が意見を出せますか。出ないですよ。

庁舎で長いこと所管をされて来た方の方が詳しく知っていますよ。町民は漠然として回答されるかも知れないが、もう少し職員を信用してそこら辺りをまじめに職員の力を借りるといふ形から私は出発すべきではないかなと。以上です。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は職員を信用もしていますし信頼もしています。非常に頼っているところがあります。

もちろん、私は内部から町長になったわけでもありませんし、議員はしていましたが外部から入ったものですから、行政の中身についてははっきり言って素人です。そういった意味から、職員の人には本当に信用もしていますし頼りにしています。

しかし今まで、ともすれば行政主導で全てが行政の中で決まっていたと。住民の中に全然それが下りてこないということが私は住民の方達がどうしても行政との距離を感じていたのではないかというふうに感じていました。ですから、私は住民のための、住民本位のまちづくりをしたいということから、もちろん行政の中でできたものはできたものなんですよ。だけど、これについては一度も住民の方達の生の声を聴いたところがないのです。

これから先の、例えば小学校の統合にしてもそうなんです。いっぺん生の声を聴く機会というのが行政と住民の距離を縮めることになるのではないかということで、これが鞍手町のこれからのまちづくりには必要なことだというふうに思っています。

先程から言われているように、私は職員の人達は本当に信用もしていますし信頼も寄せていますので、そのことはご理解いただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

庁舎のこととかまちづくり委員会に関していろいろ意見が出ていますので、私も一言言わせていただきたいと思います。

みんなのまちづくり委員会費、町長の気持ちは私はよく分かります。住民の人の生の声を聴きたい、それを聴くためにまちづくり委員会を要綱で設置すると言われました。それをするなら要綱でなくて条例で設置して下さい。要綱で設置して各何十人集まられるか知りませ

んが、皆さんの意見を聴く、それはもうバラバラになると思います。こちらは良い、こちらは悪い、どこかで取りまとめないとどうしようもないですよ。

自分の意見は言ったけど、これは反映されなかった、次は言っても駄目だから誰が行くか、こんなふうになると思いますよ。

だからそれでするなら、まちづくり委員会、条例で附属機関として設定して下さいよ。そして何十人になるか分かりませんが報酬とか費用弁償をその中から払って下さいよ。別に何にもそれに掛けるお金は惜しくはないと思いますよ。

これからの鞍手町をみんなの意見を聞いて作って行こうと。そこに条例で設定したまちづくり委員会の中で町長がこの件についてはどうですか、委員さんが集まって。こうならこうでいいですよ。その中からいろいろな意見を出してもらって、答申をしてもらって最終的に判断するのは町長ですよ。町長が最終的に判断するのですよ。

意見をみんなを出して、要綱ではできませんよ。これ。町長、そののところ分かっていますよね。何でこれ条例で附属機関として設置しないのですか、みんな混乱しますよ。

報酬と費用弁償も条例で上げてして下さいよ。町長が本当に住民の生の声を聴きたいと言われるのであれば。もしこのまま要綱ですと言われるのであれば、町長自らが行政区の各公民館に入って行って、直接生の声を聴いて下さいよ。

過去にそうしたことはありますよ、私が職員の時に。そういう方法を取って下さいよ、要綱で上げるのであれば。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

過去に、柴田町長の時に各区42区入って、そういったことがあったということは私も承知しております。

今回、要綱で上げたということですが、条例にすれば当然附属機関というようなことにもなりますし諮問ということにもなります。そこで最終的に答申をいただくというようなことになるわけですね。要するに私の諮問ということ自体を、私は本当にそれが必要なのかということ、それはこちら側からこういうことについて発言をして下さいということになるので、まずは要綱で定めて皆さんの意見を聴くというようなことにしたいと。それがあある意味住民の方達にタガをはめなくて、自由な意見を聴けるという場だというふうにも考えます。

他市町では、ある意味100人委員会だとか、そういったことにすれば要綱で定めているところも多くありますし無報酬でしているところもあります。そういった町民の意見を聴取する場として、そういうように要綱を定めて開催しているところもありますので、今回初めての試みでもありますので、私は今回こういうような形で要綱で定めて皆さんの意見を聴取したいというふうに思っています。

ただ、いろいろな、バラバラな意見が最終的にまとまらないのではないかなというようなご懸念があるということです。そういったことから先程も述べましたように、そこに1人ファ

シリテーターというような形の司会をしていただく方に入っていて、それを住民の皆さんの意見がある意味何とか一つの形にさせていただいて、そしてそれが先程も言いましたように基本計画の意思でいいのではないかというようなことになれば、私は当然その意見を参考にさせていただいて、それを私が勝手に変えることはできませんから尊重していくということに当然なっていくます。

ですから、意見としてはいろいろな意見があるというのはもちろん、当然そこで言われている方もあります。わかると思います。だけど、私は1回で意見を言い足りない方も出て来るでしょう。そういった時にはもう一度2回なり会議を開いた中である一定の方向で私は終息するのではないかなというふうに思っています。一度聴いただけなら聴きっぱなしになりますが、それが2回、3回と、ひょっとすれば意見の言い足りない方達が出た中で開催して行けばある意味、私はある一定の方向に終息して行くことは可能ではないかなというふうに思っていますので、まずは皆さんの意見を聞いて私はしたいということです。

ですから、要綱でまずは定めて今回提案をさせていただきます。今回提案をさせていただいた中で、議員がご懸念のとおりというようなことになれば、またそこは私自身考えて行きたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

要綱で定めるということは、これは私的諮問機関にしかならないのですよ。町長の私的な諮問機関ですね。そしていろいろな意見を聞くことは私は賛成ですが、ただ言わせてもらいますが、くらで病院もそうでした。見直す、それは最終的には財政状況は見直されました。でもみんなが思っていたのは、今の野球場ではなくて違うところに移るのではないかな、そういうふうに思っていた人が多分にいると思いますよ。でも最終的には見直した、それは病院の収入状況、歳出状況を見直して最終的には同じところになった。

今のこの時期にまた庁舎の件で皆さんの意見を聴きたい、それも要綱で聴きたい、皆さん意見をどんどん出して下さい。そうすると意見を言う人は違うところに行くのではないか、今の墓所じゃなくて違うところに移るのではないか、それは皆さん自分に近い方がいいという人がいっぱいいると思いますよ。

今こういう委員会を要綱で設置することは混乱を招くと思いますが、するなら、先程から言うように、法律に基づいた条例に基づいた委員会を立ち上げて下さいよ。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これについては私的諮問機関ということにも当たらないというふうに思っております。広く町民の意見を聴取するということから、諮問機関ということはある一定のことに対して諮問をするということで、それに対して答えを聞くというようなことになろうかと思いま

すので、これはそういうような一定のものを、こういうものだというものを提示するわけではありませので、とにかく意見を聴きたいということが主たるものです。

くらで病院の件についても言及されましたが、くらで病院については収入収支の関係、あとは医師確保の関係についてももちろんありましたし、場所についても私は別の場所についても検討しました。しかしそれについては説明させていただきましたように、まず期間が半年以上延びると、まだ財源も思ったよりも5億円以上掛かるということになれば移す意味もないわけです。ですから、あの当時非常に押し迫った中で予算の確保をしないと病院自体も建つのが難しいというような期限の迫った中で私は当時できる最善の方法は基本構想どおりにすることだということで、私は結論を出して基本構想どおりに進めました。

今回の庁舎についても見直すということで判断すれば当然場所の位置についても見直すのだろうというような考えも当然あると思います。

ある意味、まちづくり委員会の中で大多数の人が基本計画の中で、それは問題ではないかというようなご意見になればそれはもう一度検討し直して、じゃあ住民の皆さんが考えている位置と基本計画の定めている位置とどちら側が本当に鞍手町にとってメリットがあるのか、住民の皆さんにとってメリットがあるのか、そこは一度は再検討する必要は当然出て来ると思います。それは検討委員会の皆様が議論を重ねて、折角答申をしていただいたものについてそれは私も尊重していくとずっと言ってもいます。

しかしながら住民の皆さんの大多数の方が、いやそうではないというようなことになれば検討委員会の結論は住民の皆さんとかけ離れたものになっているというふうにも考えられるので、一度検討する必要があるだろうと、しかしながら基本計画の場所が住民の皆さんの意見よりもこちら側の方が町にとっても、住民の皆さんにとっても一番適地であるというふうになれば基本計画の中で候補地にすることに私は全然やぶさかではありません。

まずは、そういう意見を聞くということが今までなかったもので、そこを一度聴きたいというのが今回のこの予算を計上した主旨ですので、まずはそこをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

町長は大多数の意見と言われました。大多数の意見をとるのであれば全町民充てにアンケートを取って下さいよ。そうしたら分かるでしょう。そうして下さいよ。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

大多数の意見というのも、何人が大多数かということももちろんあります。もちろん町民のアンケートというのももちろん一つの方法です。アンケートについても先日来私の方で答弁をさせていただきましたけれど、アンケートはアンケートで一つの住民の意思を確認する



という意味では非常に大切な手法です。しかしそこで議論をするということ、町民同氏の話がどういふものを聴いて、その意見を聞いた上でじゃあこうだというようなそういう意見を聴きながら自分の考えを述べるという場にはなりませんので、アンケートももちろん当然私は有効な手段だとは思いますが、まずは住民の意見を聴いた中で、そういうものが必要であれば当然予算も付けて行きますし、それは考えていることでもあります。

まずは一度生の声を聴かせていただきたいというのが私の本当の、これだけの思いでこの予算は上げていますので、そこのところをご理解いただいて後は議員が言われるように全戸のアンケート調査ということも視野の中には入っていますので、それはそれとしてまた予算計上させていただくこともあると思います。しかしながら、まずは一辺聞かせていただきたいというのが本当に私の気持ちですので、ぜひともそこのところご理解をお願いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いろいろ、先日の一般質問から今まで、このまちづくり委員会についての質疑答弁を聴いて来ましたが、私も庁舎の場所の問題については、町長が答弁されましたように今の場所についての町民の意見を聴いたことがないと、パブリックコメントで意見はいくつか上がったが、これも反対だというような意見ばかりだったということも承知しています。

町長の生の声をまず聴きたいという思いについても私はその通りだろうと。今から庁舎を建てるにあたって30年、40年、50年とずっと大事に使っていかないといけない、そういった庁舎を建てるわけですから、町民の声を一度も聴いていない、その中で庁舎の建設を進めていくということについては、私も町民の声が生きる町政をと言って議員をやって来ていますので、町民の声を聴くというのは必要だろうというふうに思います。

このまちづくり委員会ですが、5回ぐらい予定をされていますが、まず1回募集してどのくらいの人が集まるか分かりませんが、その都度募集をかけるのか、例えば庁舎の場所の問題で皆さんの意見を聴きたいからぜひ来て下さいという募集をかけたとして、1回で聴きっぱなしで終わりました。じゃあもう1回やってくれという話もありますし、委員会か公聴会か良く分かりませんが、それを1回1回募集して行くのか、それとも1回目に募集した人が決まって5回来るのか、まあ1回で終わるかも知れませんが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その点については、1回である程度の方向性が見えるということであれば1回で終わりますし、先程もいいましたように意見がいくつも出てまだまだ言い足りないというようなことになれば2回目、3回目を想定しています。ここでは5回ということでは回数はやっと少な

いのですが、まずは一度やって見るということで、やって見た上で1回で終わらないことも当然あるとは思いますが。その時は先程も説明がありましたが、申込みを一度していただきますので、一度来ていただいた方には次もこういうことでご意見をいただきたいということで郵送料として役務費を付けております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ですからその都度募集をかけるのか、1回目に募集かけてもう一度聴きたい人にはもちろん来てもらうのでしょうか広く町民の声を聴くのであれば、例えば1回目に募集しました、じゃあその後ずっと続けて同じ方達に来てもらいますよ、それだったら広くも何でもないと思いますし、そのこの募集の仕方、募り方をどういうふう考えているのか。

私も今まで議論を聴きながら熊井議員が言われたように、それぞれ行政区に入って膝つき合わせて町民の声を聴くという方が一番生の声が聴けるのではないかというふうにも思いました。ですからそれも含めて考えていただきたいなというふうに思います。募集の仕方とか、広く町民にそれがなるのかどうかというのも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

募集は先程もあったように毎回募集はします。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

応募があった方は全員来てもらうという方向でやるのでしょうか。それが広くということになるとお考えなのかどうかそれも含めてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

応募のあった方はもちろん全員です。いろいろなお考えがある方達、又はどういう意見があるのかを聴きに行きたいという方達も含めて応募のある方は全員そこに参加をしていただきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

89頁のみんなのまちづくり委員会の件ですが、先程から町長の話聞いていますが、アドバイザーを先程話をまとめるということで入れられるということで、みんなのまちづくりということで行政の方から議題は与えないということで、ただ漠然と住民の皆さんの声を聴

きたい、どういう声を聴きたいのか、町長が考えている議題はどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

テーマについては先程から上がっている役場庁舎の建設についてだとか、小学校の今後の適正な配置についてどう考えるかとか、又は住民の方からいろいろなご意見があっというようなテーマについて皆さんの意見を聴きたいというようなものについてもこのまちづくり委員会の中で皆さんの意見を聴取したいというふうにも思っています。

アドバイザーについては、そこで要するに司会役といいますか、そういったそのファシリテーターと言いますか、そういった意見を引き出すようなことを主として、名前としてはアドバイザーというような用語になっていますが、主としてそういうような役目を考えています。

○議長 田中 二三輝君  
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

庁舎とか小学校、そういうふうに行政の方から議題を決められて、それに対しての町民の声を広く聴くということが目的でしょうか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたようにこちらの方からのテーマの提示だけがこのまちづくり委員会で意見を聴くということではありませんので、住民の方達からのテーマについてもまちづくり委員会の中で皆さんのご意見を聞いていくというようなことを当然考えています。

今回の場合は、どのようなものかというようなご質問がありましたので、今私どもの方で考えているのは役場庁舎の建設だとか、小学校の適正な配置だとか、そういったものについては今のところ考えているということです。

○議長 田中 二三輝君  
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

町長が言われていることは分かるのですが、住民の声をいろいろな面で広く聴くということとをされたいということは分かるのですが、行政側からも1回目は庁舎の問題と小学校の問題について投げかけて聴かれるということによろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

5回という予算を計上しています。いろいろなまだひょっとしたらテーマもあるかも知れませんが、ただこの予算の計上の回数としては2つぐらいがギリギリのところかなと、ひょっとすれば1つだけしか聴けないことがあるかも知れません。

ですが、ここの予算上としては、そういうテーマについては考えていますが、今後については繰り返しになりますが、いろいろなテーマについて皆さんの意見を聴く場にしたいというふうに考えていますので、それを将来のまちづくりに活かして行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

98頁、庁舎等建設費、これは0で廃目というふうに謳ってあります。

私が聞いた情報では国の方は、今までは32年度末までに庁舎を建ててしまっておかないといけないというような話だったみたいですが、若干変わって実施設計まで行っておけば大丈夫みたいな話もあるような話ですが、今年度0円で何もしないというふうにしたら、その実施設計32年までというものも全く間に合わない。しかし今年度何かしら基本設計まで行くという、当然総合計画などの見直しをする中で庁舎も見直すとかといったら完全に間に合いませんが、今のままだったら間に合うのですよ。

町長は間に合わない、お金がないとかを言っていますが、おそらく32年度末までに実施設計まで行っておけばというような話にもなりつつあるので、今から今までの計画通り行けば間に合うのですよ。これをなぜ0円にしたのか、廃目、そこをちょっとお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

廃目というような用語は、これはシステム上の用語です。

先程議員がご質問のように、当初予算編成の時点では、この予算は上げておりませんが、当然必要なことになれば補正で予算を計上し対応して行きたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

頭出しもしなくていいのでしょうか。

それなら先程の話とダブルなのですが、まちづくり委員会をしたら、まず無理なんですよ。今は庁舎の件で話しています。まちづくり委員会をしたら5回すると、1ヶ月に1回ずつやったらもう半年ですよ。すると今年の秋過ぎるのですよ。

総合計画も見直しも、しないといけないのに、そこにも乗らないのですよ。まちづくり委員会の話というのは、乗せられないのですよ、時期的に。今年度末までに作らなくてはいけ

ないから。これは時系列ですよ。私が作っている。

そのようなことを考えると庁舎も本当に作れなくなるのですよ。本当はここに基本設計費というのを乗せておけば私は何も言いません。その辺はどう思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まだスケジュールを見直しているわけではありません。そういったことで当初予算の編成には予算を計上しておりません。それでこういう廃目というような用語でここには上がっておりません。

しかし、先程言いましたように必要になれば補正予算で組んで行きたいというふうにも思っております。しかしながら先程の質問と被りますが、まずは住民の生の声を聴きたいというのが私のとにかく今の思いです。ですからそこをご理解いただいて予算が必要になれば補正で対応させていただきますので、ぜひともご理解の程よろしくお願いします。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

だから時系列で行くとそれだったら間に合わなくなると言っているでしょう。完全に過疎債等の有利な財源は全く使えない状態で行ってしまうわけです。今なら何とか間に合うのですよ。それは分かりますか、その差額がどれぐらい出てくるか試算しましたか。

最後にそれだけ聞かせて下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

過疎債のお話が出ましたが、過疎債は32年度で終了しますので今から過疎債についてはなかなか難しい状況になっています。過疎債については今までの過疎債の要綱とは少しどうも違うような要綱で、新しい過疎地域の振興としての定めになるのではないかというようなことが懸念されております。

そういったことから、今までと同じような過疎債で継続されるということについても人口要件だとか、もう一つ経常収支比率の要件だとか、中間的なものだとか、今までの要件にしても鞍手町は今ギリギリのところ、ひょっとすれば過疎地域に指定されないのではないかなというところも今のところあるわけです。

そういったことを考えれば財源の見通しはまだ立っていないということで答弁をさせていただいたこともありますけれども、今のところ過疎債についても不透明な部分があります。そういったことから、当初予算の編成については今のところ予算は付けていないということです。何度も繰り返しになりますが、当然必要になってくれば補正でここは対応させていただきたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

有利な財源との比較をしたかと質問されましたが。

○町長 岡崎 邦博君

有利な財源との比較というようなことですが、要するにどういうふうに比較して行くかというのは、要するに間に合うか、間に合わないかというのは議員のご質問ですが、それは間に合わないというのは前提の中でのご質問になっています。

今、私どもの方では本当に間に合わないかどうかというようなことも、まだきちんと精査はしておりませんし、まずはスケジュール自体も今のところは見直しておりませんので、そういう比較というのはまだしておりません。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ99頁ですが、先程、老朽危険家屋解体補助金の件で質問がありましたが、今年は当面5件の予算を組んでいるということでしたが、その基準はどういうふうに決めるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この基準につきましては住宅改良法に基づいてその評価基準を作りまして、その評価基準の点数が100点以上に該当した物件について対象にしていくという形になっています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

12月の一般質問のときに27年度調査して、その後町独自の基準を作って、それに該当するのは何件か調査して行きますということでしたが、結局は忙しくてできなかったという答弁でしたけれども、そういう27年度での調査で危険家屋が161件あったというようなことで、その後5件ぐらい解消されたということですが、その基準を決めるのはどのくらいの時期、例えば、取り壊されますよ、これについては個別に対象で100点以上か何か分かりませんが、個別にそこを算定して行くのか、その辺をどういうふうに決めて行くのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回につきましては、老朽化危険等の空き家について対象になると思われる物件で、まず申込みをしていただくような形になるかと思えます。その中で先程申しましたように住宅地

区改良法施行規則に基づいてその判断基準がございます。その判断基準に基づいて役場で言う建設技術職員、それから防災担当者がその物件の評価を行っていくと、その結果100点以上であれば空き家対策協議会にお諮りしてから決定して行くというような流れになると思います。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ということは個別でその都度調査するということで、今危険家屋と認定されている100何十件の部分については、取りあえず調査はできないということの理解をしておかないといけないのかなというふうに思います。

もう一つは、解体補助金になっていますが、解体のみなのか、例えば補修をした場合、よく言われている長屋で言えば2軒分ありますね。片方は壁を作らないといけないとか、補修した場合に2軒分出るとかどうなのかということも含めて、どういうふうな補助金の仕方をするのかというのを教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この補助金につきましては、あくまでも解体を前提としております。長屋につきましては、これは当然いまおっしゃったように長屋の一部だけ解体して、隣に住んでいる方もいらっしゃると思いますので、その辺は今要綱の精査を行っている段階でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

ここで、同一議案の質疑の最中ではございますが、時間が経過しておりますので10分程度の休憩に入りたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 14時51分

再開 15時02分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

3款 民生費及び4款 衛生費について、122頁から185頁まで質疑はありませんか。竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

142頁、総合福祉センター施設費、説明の中で退職者手当があるので予算が膨らんでいますという話がありましたけれども、そこを説明して下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

只今お尋ねの福祉センターの施設費の中には指定管理料等の中にも退職手当分が入っておりませんので別の項目になっております。

127頁の社会福祉協議会費の19節 負担金及び補助金の中の社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会補助金5,051万6,000円の中に退職者が1名ありますので、この中で退職金として約915万2,000円が前年度と比べて増となっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

委託料の中には入っていない、委託料中ではないということですね。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃる通り委託料の中には入っておりません。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

退職金は積立てとかは127頁の補助金の中に入っているということですか。毎年いくらかでも積立てしていると思うのですがそれは補助金の方ですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

補助金の中に毎年100万円ずつ退職金の積立金が入っています。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

同じ143頁ですが、総合福祉センターの工事請負費330万円、これはグラウンドゴルフというような説明があったと思います。

私は、立場的に一般質問からずっと総合福祉センターを売れという話をしているのですが、この工事請負費はグラウンドゴルフ場をゲートボール場のところに作るということで、これは既成事実になる。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

既成事実というのかどうかは分かりませんが、いまゲートボール場が3面あります。その



利用頻度が非常に低いわけです。ゲートボール自体もされる方が少なくなって来ていますので、やはり今でもくrajの郷を利用される方は多いのですが、残念ながらそこは遊休地のようになっていますので、今グラウンドゴルフについてはかなり町内で盛んに高齢者の方達がやっていますので、そういったことからその遊休地のようになっている土地をグラウンドゴルフができるようにすることで、もっと、もっとくrajの郷を利用していただこうと、折角ある施設ですので利用していただきたいということから今回この工事費を付けております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私はずっと言っていますが、将来的にブロックチェーンがあそこにずっと居てもらうのが最高だと思います。そこにグラウンドゴルフ場を作るというのは、町長は公約でくrajの郷はそのまま残しますと言われていますが、それは町長が言っているだけで議会ではOKが出たわけではないのです。その辺を考えると、そこにいきなりグラウンドゴルフ場を作るのはいかななものかなと思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

廃止するか、しないかとかをまだ議会にかける要件にはなっておりません。今ある施設をどう利用するか、今ある鞍手町の財産をやはり活用するというのが前提で、行政としてはあるものを有効活用して行こうというのが一つの考え方だというふうに思っております。そういった意味で、先程あまり使われていない土地があそこにあるので、グラウンドゴルフ場に改装することで多くの皆様に、多くの高齢者の方達に利用していただきたいというふうに考えております。

本当に、グラウンドゴルフを狭い場所でされていて、例えば企画では70mぐらいいるようなところも8ホールの中であるのですね。そういったところが取れないで、打つということの練習のようにしてグラウンドゴルフをされている方達もあるように見受けられますので、しっかりとそういった企画通りではありませんが、企画に近いような形でグラウンドゴルフができるようになりますので、そこは今回予算を計上することで多くの方に利用していただきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

143頁の工事請負費でグラウンドゴルフですが、町長は先程から町民の声を広く聴きたいということであって、今のは何か独断でグラウンドゴルフを決めた、ちょっとつつまが合わないのではないですか。そこはどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算編成をする際に私共、行政職員と査定をしながら予算編成はあっています。このグラウンドゴルフ場については、実は高齢者連絡協議会の方から要望書が上がっておりました。その要望書を採択する形でこのグラウンドゴルフ場を整備するという形になっております。

私が独断でこれを整備するというものではありません。

○議長 田中 二三輝君  
鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

要望書が上がっているからそれを実現するというのも、それは行政の選択であって広く町民からの意見、例えば町民の方がグラウンドゴルフよりも公園を作って欲しいとか、いろいろなことがあると思います。まずそれを聞かれてなされた方がいいのではないのでしょうか。いきなり上がってきていますので、自分はちょっとびっくりしています。その点をもう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

公園というようなことになれば多額の費用も掛かるわけですし、公園を整備するということになれば先程来言っていますみんなのまちづくり委員会、仮称ですが、そういうような中で公園の整備ということが住民の皆様からテーマとして上がって来ればそこでいろいろと意見をお聞きしながら公園の整備にも生かして行きたいというふうにも思っています。

ただ予算編成については、全てを住民の方から意見を聴取した中で予算編成というのはなかなか難しいところもあります。予算編成権というのは私にもあるわけですから、その中で住民の皆さんにとって何が良いかということを経済的に考えて行きながら予算編成をしています。

そういったことから、グラウンドゴルフ場は先程も言いますように、多くの方達が競技として楽しんでおられますので折角遊んでいる土地があるならば、そこに整備をして皆さんにそこで競技をしていただきたいということから今回予算計上しております。

○議長 田中 二三輝君  
鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

町長のお気持ちは分かりました。

先程のみんなの委員会で意見を聞くということで、ちょっと外れたところがありまして、やはりこれはこれ、それはそれで何かつじつまがちょっと合いませんが、その分は今後もうちょっと検討していただいてお願いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

繰り返しになりますが、予算編成については職員と査定、協議しながら予算編成をしています。その中で当然住民の皆様のご意見を反映させるような予算編成も当然ありますが、細部に渡ってそれぞれ住民の皆様のご意見を聞きながら予算編成をするというのはなかなか難しいことになります。

まずは、先程来ありました分かりやすい予算の説明書によって、どういうものを使われているかということ住民の皆さんにまず知っていただいて、私達行政がどのような思いで予算編成をしている、予算付けをしているかということをもまず知っていただくということから始めたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君  
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1 2 3 頁の国民健康保険事業費ですが、いま法定外繰入というのを、国保税は県になりましたけれども、現在、今回の予算では法定外の繰入というのがありますか。

○議長 田中 二三輝君  
保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君  
お答えいたします。

平成30年度から国保は県統一されておるわけですが、現在そこにありますように繰出金として8,049万6,000円計上させていただいています。

その内訳といたしましては、法定内の繰入金で1,348万6,000円、それとご指摘のありました法定外繰入金の金額が3,024万5,000円を計上しております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君  
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは一般質問でもあったのですが、今日は議案質疑の場ですから町長が居られますので町長の考えを聞きたいのですが、国保の場合は子どもが生まれた時点で均等割が2万8,600円かかる訳ですね。社会保険の場合はそういうものは一切かかりません。

それは社会保険並みにしないといけないということで全国知事会もそういった要望を国に出しているわけですが、現在そこは矛盾があるわけで、ぜひ町単独でもその部分を軽減していただきたいと。町長の考えをお伺いします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは国の制度でもありますし、なかなか町の単独でというようなことは難しい、財政上の問題もあり、なかなか難しい点がありますが、そういった町村会の中で、又はそういったご意見等がありましたら、その中で議論をして行き検討して行くというようなことになろうかと思えます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

137頁の介護保険事業費で、鞍手町は広域連合に所属していますけれども1月に広域連合議会があって、私は初めて出席させてもらって議案質疑と一般質問までさせてもらいました。広域連合の保険料自体が、全国的に今年度から第7期の介護保険料で値上げになったわけですが、広域連合自体がいまABCと別れているのですが鞍手町いまBなんです。それでもやはり上がっているわけです。

特にこれがAランクになれば保険料自体が2,000円、3,000円上がって来ます。今でも今年になって保険料がものすごく高くなったという声が聞かれているわけですが、広域連合議会の中で、私は軽減するべきだということで福岡県内の単独で介護保険をやっているところは独自で保険料利用料の減免制度を持っている所が29自治体あります。広域連合自体はそれは一切やっていないのです。法定の減免はあるのですが。

ここはやはり保険料が高すぎて年金は切り下げられる、消費税は上がろうとしている、高齢者は本当に、例えば介護保険にかかっているけれども利用ができないような状態になってくるのです。お金はあって保険なしとよく言われるところです。

介護保険の加入者が鞍手町にどのくらい、それぞれ減免を受けている方、受けていない方もいろいろありますが、それぞれ具体的に町では把握されていますか。介護保険被保険者。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

減免を受けた方は、災害の減免が1名とともに利用者負担額の減免が3名でございました。全体像はという数字でございますが、今手元には持ち合わせておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

手元にはないということで把握はされているということですね。手元にはないということは他にあるのでしょうか。

把握はしているということでお聞きしますが、高すぎる介護保険料、他の単独の自治体では単独で保険料利用料の減免制度を独自に作っているということで言えば、広域連合自体ではなかなか難しいというところもありまして、鞍手町独自に減免制度、鞍手町の居住の被保

険者に対して減免制度を作るべきではないかというふうに考えますが、町長の考えをお聞きします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町の場合は、介護保険広域連合の中での一任ということになっております。介護保険の減免ということもありますが、まずは介護保険に頼らないように、まずは健康で平均寿命に健康寿命を近づけるということが私としては一番ではないかなというふうに考えております。そういった中で介護予防として今回ポイント制度も導入をしていますので、まずはそこから町としては取り組んで行こうというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君  
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

介護保険を使っていない方も全部保険料を払っているのです。対象者は。本当は介護サービスが必要な方も利用料も払わないといけない、介護保険の保険料も高くなった、じゃ利用したくともできないという状況を絶対作り出すわけにはいかないのです。そういう意味で鞍手町に住んでいる、必要とされる方、又は高すぎて生活にも支障があるわけで、県内29の自治体は何らかの形で減免制度を作っているわけですから、鞍手町も独自にそういったものを作るべきではないかというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように鞍手町は広域連合の中に入っております。そして先程も答弁させていただきましたが、健康な介護を必要としない方が増えれば介護給付費も下がって来わけです。給付費が下がって来れば、できればCランクの方に下がるというようなこともありますので、介護保険料も下がって来るといようなことにもなります。そういった意味から、やはり健康寿命を延ばすということが介護保険料を下げることに繋がるのではないかなというふうにも思っています。

ただ町独自でそういうようなことに取り組むというようなことについてはなかなか難しい状況にあるというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君  
他に質疑はありませんか。  
熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

143頁の19節 負担金補助及び交付金で、直鞍徘徊SOSネットワーク負担金6万5,000円が計上されております。

129頁、19節 負担金補助及び交付金、これにも直鞍徘徊SOSネットワーク負担金7,000円ですが、これはどういう違いがあるのですか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず143頁の直鞍徘徊SOSネットワーク負担金につきましては、高齢者の認知症等による行方不明者をSOSネットワークに登録している事業者に一斉にファックスするものでございます。

129頁は、高齢者とよく似ているのですが、障がい者のものに対するSOSネットワークのものとなっています。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

143頁と129頁の負担金というのはそれぞれ違うところに出しているということではないのですか。

○議長 田中 二三輝君

確認のため、しばらく休憩します。

休憩 15時27分

再開 15時31分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

先程の質問に対する答弁を求めます。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ここにつきましては2市2町で、直方・宮若・鞍手・小竹で構成されております。そして直方市が取りまとめをして、直方市の方に事務局となって負担金を支払っているものでございます。両方とも同じです。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

137頁の高齢者すみよか事業費150万円程上がっておりますが、これはホームページ上とかどのようにして、助成金を得るには申請が必要となって来ますが、どのようにして広報されているのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

当初の頃は、確か広報はやっていたと思うのですが、現在はケアマネさん等が高齢者等の状態を知っていて、どうしても必要だというところでプランを立てながら、例えばスロープの設置とか、そういったものを勘案して町にご相談をいただいて申請というふうな形になっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

そうするとケアマネージャーからの提案ということだけでいまされているのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

多くの事例がそのような形となっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

183頁 衛生費のゴミ減量推進事業費ですが、これも町長お尋ねしたいのですが、12月議会でゴミ袋の料金の引き下げということで一般質問させていただいたのですが、その中で今後は宇部興産にいま持って行っているということで、ゴミが減れば減るほど負担金も減って来るということをお述べました。

町長もゴミは減らすべきだということで今後ともというようにお話をいただいたと思うのですが、一つ提案でもあるのですが、ペットボトルについては燃えないゴミ袋の中に入れて出しています。それは74円掛かります。ですがこれはリサイクルなんですね。

リサイクル分はペットボトル用の袋を別に作って配ったらどうですか。その袋にペットボトルを入れて出せばリサイクルが進むと思います。せめてそのくらいはやっていくべきではないでしょうか。何でお金を払ってまでリサイクルにペットボトルを出しますか。そんな面倒なことをするのであったら燃えるゴミ袋にペットボトルも全部入れて出した方が早いですよ。ですから無料のペットボトルリサイクル用のゴミ袋を出すだとか、そういったものでリサイクルをどんどん推進していただきたいということで町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

リサイクルについては私も推進していくということが必要だろうというふうには思っています。それで今各区であったり、団体であったり、そういったことに対して補助金を出してリサイクルは進むようにしております。その中にペットボトルも入っております、新聞、雑誌も含めてリサイクルが進むようにということで、その他で取り組んでいることでリサイクルが進むのではないかなというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について184頁から207頁まで質疑はありませんか。  
熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

199頁 13節 委託料、有害鳥獣駆除委託料について説明をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。有害鳥獣駆除委託料について説明を申し上げます。

鞍手町内で農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲について直鞍猟友会及び駆除従事者と委託契約をしているものでございます。

委託料は猟友会に15万円。それから駆除従事者につきまして12万円となっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、206頁から231頁まで質疑はありませんか。  
次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、232頁から291頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から59頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。



○4番 宇田川 亮君

271頁の公民館大規模改修事業費2億1,850万円、これは町債でなっていますが、この中見について教えてください。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

公民館大規模改修工事の事業の内容についてお答えいたします。

まず、工事の事業の内容につきましては5点ございます。

まず、雨漏りを公民館はしておりますので屋上の防水工事が1点。

2点目は、外壁のタイルが落下している状況がございますので、外壁補強工事が2点目。

3点目は、LED化の事業工事。

4点目が空調工事。

5点目が一部トイレの改修工事の5点でございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いずれも緊急を要するようなことだというふうには思いますが、庁舎の建替えの部分とも今後関わって来るというふうにも思います。緊急を要する工事についてはぜひ進めていただきたいと思いますが、その辺の関わりも含めて今後考えていかないといけないというふうに思うのですが、場所は今の段階ではあの場所にとということになっていきますので、その点について町長の考えをお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これにつきましては、先程来からずっとご質問をいただいておりますところにも関連しますが、基本計画の中にも中央公民館の大規模改修というものが上がっております。

そして活かせるものは活かしたいということでも言っておりますので、こういった防水、また外壁工事、そしてLED化、空調、トイレ、こういったものは必要なものでもあります。過疎債が32年度ということにもなっておりますので、31年度でこれは財源としては過疎債を充てさせていただいております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう一つお尋ねします。263頁の成人式事業費なんですが、今後の考え方をお尋ねしたいのですが、18歳で成人になるということで、その時に3世代が一度に成人式を迎えるのではないかというふうに思いますが、その点どういうふうにと考えたらいいのでしょうか。考

えていますか。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

成人式の事業につきましては、今般の社会教育委員会でも協議を進めておりますが、議員がご指摘のとおり3年後には18歳成人ということになります。それにつきましては十分協議を重ねながら18歳のときに成人式をするのか、若しくは20歳になって今まで通りするのかというのを議題として今後検討して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

まちづくりの関係でお尋ねするのを忘れたのですが、墓地の移転に対しまして地元の協力を得て。

○議長 田中 二三輝君

墓地の関係は議案外でございます。

○11番 久保田 正之君

予算の中でこの繕いの中に町長が見直すという形のものがあったか、移転をそこですという前町長のことからちょっとお尋ねしたいわけです。

○議長 田中 二三輝君

議題の中身に入っていないので、議題外に亘ってしまいます。

○11番 久保田 正之君

みんなのまちづくり委員会の関係でお尋ねしているのです。

前町長は貴重な先祖の墓地を移転させてもらっているわけです。そして、町長は9月に当選して10月の議会において見直すという発言をされておるわけです。

そうした時に墓地を移転された方々の気持ちが、私が心配するのはそこを見直すという形で、万が一よそに持って行くとなると、これは町に対して訴訟問題になってくるのではないかなという感じもするわけです。

町長は見直すという形でありましたが、ここを外すことはなかなか訴訟問題とかが起こってこないならいいのですが。

○議長 田中 二三輝君

議員、申し訳ないのですが、只今の質問の内容と今回の議案の出ている内容との整合性がございませんので議案外に亘るといふふうに判断させていただきますので、質問を止めて下さい。

○11番 久保田 正之君

はい、いいです。終わります。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今、議題となっています議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 15時46分

再開 16時10分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告いたします。

委員長に久保田正之議員、

副委員長に熊井照明議員、

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第14 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

8頁、歳入で貸付金回収金が70万7,000円と、前年度の予算額と同額の予算が上げられていますけれども、これは回収してしまっておかなければならないという額です。まだ全体でおそらく2,000万円ぐらいあると思うのですが、70万7,000円の根拠をお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

この70万7,000円は6名分で10件の内容で住宅新築資金の回収金としております。分割納付によって現在回収をしている状況でございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

相手の収入状況のことも考えてということでしょうけれども、それを考えた上での、これまでの分割納付をしてもらわないといけなかった部分でもあります。

毎年のことですが、この状況をまた資料としていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

29年度の決算の状況でよろしければ資料としてお出しすることはできますが、確定値での資料ということであれば。

予算資料に関しましては提出させていただきます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

19頁、工事請負費4億6,000万円あります。このペースで行くと今後どうなるのかなど危惧するところがあるのですが、答えられるところは担当課の課長、今後ということになると町長の答えになって来ると思いますが一言お願いします。

○議長 田中 二三輝君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

都市施設の一部ということで下水道整備を進めておりまして、都市計画区域及びこれに連携する地域につきまして、主に現在公共下水道を整備しております。

このエリアを整備できる時点で一度、また人口も減少しておりますので考える時が来るかも知れないと思っております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の担当課長の答弁にもありましたように、今後については今あるエリア内が整備された後に検討するというにしたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思えます。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。  
質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回指定管理の指定をするにあたって、先程もありましたが業務内容が元々JRの業務であったということで3項目ほど減らされています。この指定管理の見積等があったと思うのですが、その分は差額として出ているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回この議案第24号に上がっております指定管理につきましては、駅関連施設の内駐車場、駐輪場及びバス転回場という形になっております。そして先程議案第6号で上げておりますJRとの関係につきましては、これはJRが今までは管理棟といいますか、駅舎の部分がJRとの指定管理というところで、元々駅舎については管理棟の部分についてはほぼ直営で鞍手町の方が管理していて、その中で切符等の販売はJRが行っていた。ただ行わせる条例根拠にそれが上がっていたのですが、元々切符の販売についてはJRの本来の業務であるからこれを外すという形になります。

管理棟につきましては、あくまでも行政財産として一部JR側に貸すというところで、それは協定ないし覚書で整理をさせていただくというところでございます。

指定管理料につきましては、管理棟につきましては、平成16年に指定管理制度ができて、その当時からJR側には指定管理料は現在まで一切支払っておりません。あくまでも駐車場、駐輪場、バス転回場の今回契約を結びますJR九州レンタカー&パーキング株式会社、別会社、子会社にはなるのですが、こちらの方が施設の指定管理を行っていただくということになります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

いま駐車場の管理が何時から何時までか、昼間の間しか居られないわけですが、私も一泊して止めている時があるのですが、今1日324円でしたか、10月から消費税が上がるか

も知れないとすれば、その料金というのはどういうふうに変わってくるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回、4月1日から指定管理を引き続きJR九州レンタカー&パーキングさんと結ばせていただきますが、一部今後管理の在り方については若干見直しを検討しております。それは4月1日以降契約を行いまして、既にある程度は検討はさせていただいているのですが、一時自動料金所などを設けるような対応を今検討しております。その時に、消費税が10%に引き上げられるというところで自動入場券といいますか、それを導入しますと延滞までの料金を取るのなかなか難しいということもありますので、その料金体系についてはいろいろ今見直しを検討しているところでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

現在の状況ですが、例えば夕方まだ居られるときに停めて、いつ頃車を取りに来ますかと言ったら次の日ですと言ったら2日分648円を取られるのです。

そういうふうになるときに、そういったところも見直していただきたいなというふうに思いますがどうですか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これはやはり駐車場につきましては、日額及び月額の使用料となっていますので、当然これは2日間にまたぐとどうしても料金というのは2日にならざるを得ないのではないかとこのように思います。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日14日から19日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から19日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時17分

平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成31年3月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成31年3月20日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成31年3月20日 午後1時38分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
会議録署名 議員	11	久保田正之		12	須山由紀生	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月20日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号) (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算 (第7号) (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第2号) (総務文教委員長報告)

- 日程第13 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第15 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情  
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 閉会中の継続事件

平成31年3月20日（第4日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第5号から日程第6 議案第13号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第3号から日程第13 議案第24号までの7件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

熊井総務文教委員長。

#### ○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理

者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 8 号 平成 30 年度鞍手町一般会計補正予算（第 7 号）。

議案第 11 号 平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 14 号 平成 30 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 24 号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 3 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 7 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 11 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 14 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 24 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 3 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 14 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 24 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号 平成 30 年度鞍手町一般会計補正予算(第 7 号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第15号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

#### ○11番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、修正案及び修正部分を除く原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 田中 二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに修正案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに修正案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について討論はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

議案第15号 鞍手町一般会計予算に対し日本共産党を代表して反対討論を行います。

岡崎町長就任後初めての予算編成に大変ご苦労されたこととお察しします。特に前町長が逮捕され、くらて病院の新築移転、役場庁舎の建替えなど大変な課題を抱えての予算編成だったと思います。そういった中で新電力導入での予算削減、危険家屋対策での補助金の新設や予防接種の拡充、危険なブロック塀撤去への補助、六田川治水対策事業等は歓迎したいと思います。

しかしながら、平成18年度より国保税や介護保険料、水道料金も値上げされ、年金も切り下げられる中、追い打ちをかけるように本年10月より消費税は増税されようとしています。町独自の国保、介護への減免制度をつくり、低所得者の負担軽減を図るべきです。

ゴミ袋料金の更なる値下げや、不公平な同和関係予算にもしっかりとメスを入れるなど、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組替えることを求めて反対討論とします。

#### ○議長 田中 二三輝君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

修正案について採決します。

本、修正案について賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、日程第15 議案第16号から日程第19 議案第21号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。  
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中 二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第16号 鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

今年度から国民健康保険が市町村から県単位化になりました。これに乗じて鞍手町でも全体的に値上げされ、夫婦2人、子ども2人のモデルケースでも1世帯1万4,600円もの値上げとなっております。またどのケースで見ても値上げとなっております。年金も切り下げ

られ、消費税も増税されようとしています。こういう時だからこそ国保税も社会保険並みにし、均等割、平等割をなくすべきです。

せめて生まれたばかりの子どもには国保税をかけるべきではありません。法定外繰入を増やし国保税の値下げを要求し反対討論とします。

○議長 田中 二三輝君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第19号から日程第22 議案第23号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

熊井総務文教委員長。

#### ○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算。

議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 田中 二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

鯉坂省治君。

#### ○9番 鯉坂 省治君

議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算に対し日本共産党を代表して反対討論を行います。

平成31年度鞍手町水道事業会計予算は、既に10月からの引き上げ10%で予算を組んでいます。予算消費税率及び地方消費税率について平成31年10月1日から税率を引き上げることとされています。

消費税率を平成31年10月に10%に引き上げる法案が既に可決成立して施行されることを根拠として、既に確定しているとありますが、法律は法律で上書きすることができる以上、税率の引き上げが行われる施行日の数ヶ月前までは増税延期の設定が政治的には可能です。従って、この観点から、平成31年10月に10%という予定は未定で確定ではないということになりますので、予算としては8%で組むべきではないでしょうか。

平成31年度鞍手町水道事業会計予算について反対討論とします。

#### ○議長 田中 二三輝君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 陳情第1号を議題とします。

本陳情は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

熊井総務文教委員長。

#### ○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月6日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

#### ○議長 田中 二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、日程第24 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。



お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成31年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 田中 二三輝

議員 久保田 正之

議員 須山 由紀生

平成31年3月20日

鞍手町議会

議長 田中 二三輝

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
庁用車の使用に関する調査特別委員会	庁用車の使用に関する調査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査